

<p style="text-align: center;">太白町市営住宅除却工事</p>																																													
<p>総 則</p> <p>工 事 概 要</p> <p>1. 工事場所 四日市市 日永二丁目 地内</p> <p>2. 工事種目 除去工事</p> <p>1. 共通仕様</p> <p>(1) 図面及び特記仕様に記載されてない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書・同解説(令和4年版)」(以下「解体共通仕様書」という。)による。</p> <p>2. 特記仕様</p> <p>(1) 項目は、○印の付いたものを適用する。</p> <p>(2) 特記事項は、◎印の付いたものを適用する。</p> <p>○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。</p> <p>◎印と※印の付いた場合は、共に適用する。</p> <p>(3) 特記事項に記載の [. . .] 内表示番号は、解体共通仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す。</p> <p>(4) 特記事項に記載の (標 . . .) 内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。</p> <p>部分完成 ○無 ・有 ()</p> <p>部分引渡し ○無 ・有 ()</p> <p>1) 保険及び保証 ・建設工事保険 (保険証の写しを提出)</p> <p>○請負業者賠償責任保険 (保険証の写しを提出)</p> <p>(・管理財物担保特約に加入のこと)</p> <p>・任意にて加入</p> <p>2) 建設共済等 下記の制度について加入すること。</p> <p>○法定外労災補償制度 (加入証明書の写しを提出)</p> <p>○建設業退職金共済制度 当初の請負金額が500万円以上の場合、掛金収納書を提出すること。また、増額の契約変更があった場合についても、その分を提出すること。 共済証紙購入額：請負金額の 0.8/1000以上</p> <p>なお、他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする</p> <p>・任意にて加入</p> <p>※資材の購入及び下請け業者の選定に際しての留意事項</p> <p>資材の購入及び工事の一部を下請け業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、出来る限り市内業者を優先させること。</p>		<p>⑤ 施工中の安全確保</p> <p>⑥ 発生材の処理等</p> <p>⑦ 石綿含有建材の調査</p> <p>⑧ 施工体制台帳の提出</p> <p>9 資源有効利用促進</p>		<p>○音の発生する工事は昼間の作業とし、早朝、夕方以降は作業を行わないこと。また、低騒音の建設重機を使用し周辺への影響に配慮すること。</p> <p>○工事期間中は、近隣住民の安全確保に努めること。</p> <p>・2020/ / ~ / は工事を行わないこと。</p> <p>○解体中は必ず散水を行い、埃の飛散に注意して施工すること。また強風時は施工を行わないこと。</p> <p>・</p> <p>交通誘導員 ※配置する 1名以上(大型車の出入は必ず) ・配置しない [1.3.6]</p> <p>・引渡しを要するもの() [1.3.10]</p> <p>・工事現場において再利用及び再資源化を図るもの()</p> <p>○特定建設資材の搬出</p> <p>再資源化等を行う(再資源化が困難な場合には縮減)</p> <p>○特定建設資材以外の搬出 ○構外搬出適正処理</p> <p>※廃棄物管理票(マニフェスト)確認表を作成し、監督職員にA票及びD票もしくはE票の確認を受けるものとする。ただし、電子情報処理組織に登録(電子マニフェスト)により確認を行う場合は、この限りではない。</p> <p>※建設発生土を搬出する場合は、事前に書面に処分地の報告(位置図等)を行い、処分地での処理状況が分かる写真を提出すること。また、処分地が民有地の場合、土地所有者からの建設発生土受入承諾書の写しを提出すること。</p> <p>事前調査(有資格者) ※行う ・行わない [1.4.1]</p> <p>調査結果報告書の賞与 ○有 ・無</p> <p>分析調査 ・行う(対象箇所:) ※行わない</p> <p>※定性分析 ・定量分析</p> <p>※分析調査は「建材中の石綿含有率の分析方法について(令和3年12月22日改正)」に基づき行う。</p> <p>※現地調査を行い、事前調査結果報告書を作成し、提出する。</p> <p>調査の結果、設計図書と異なる場合は、監督職員と協議する。</p> <p>公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の定めにより、施工体制台帳の写しを提出すること。なお、警備業者についても記載すべき下請負人の範囲に含むものとする。</p> <p>※本工事が資源の有効な利用の促進に関する法律(平成三年法律第四十八号)の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合(下記内容該当工事)は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。</p> <p>・建設副産物を搬出する際の計画</p> <p>1. 土砂500m3以上</p> <p>2. コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材の合計が200t以上</p> <p>・再生資材を利用する際の計画</p> <p>1. 土砂500m3以上</p> <p>2. 砕石500t以上</p> <p>3. 加熱アスファルト200t以上</p>		<p>2 産業廃棄物 広域認定制度</p> <p>③ 最終処分</p> <p>4 処理に注意を要する 建設廃棄物</p> <p>⑤ 廃棄物管理票</p> <p>2 産業廃棄物の広域的処理 ・行う ・行わない [4.4.2]</p> <p>最終処分物(引渡しを受ける物及び再資源化を行うもの以外の物)) [4.4.3]</p> <p>最終処分場(廃棄物の種別に応じ許可を受けた施設)) [4.5.1]</p> <p>・CCA処理木材</p> <p>・ひ素・カドミウム含有石膏ボード</p> <p>・上記以外の石膏ボード ・最終処分 ・再資源化</p> <p>※ 廃棄物管理票(マニフェスト)確認表を作成し、監督職員にA票及びD票もしくはE票の確認を受けるものとする。ただし、電子情報処理組織に登録(電子マニフェスト)により確認を行う場合は、この限りではない。</p>																																							
		<p>⑦ 石綿含有建材の調査</p>		<p>5 章 特別管理産業廃棄物の処理</p> <p>1 施工調査</p> <p>2 特別管理産業廃棄物の処理等</p> <p>特別管理産業廃棄物の分析調査 ・行う ・行わない [5.1.2]</p> <p>特別管理産業廃棄物の処理等 ・行う ・行わない [5.4.1]</p> <p>PCBを含む機器類</p> <p>微量PCBの分析調査 ・行う ・行わない [5.4.1]</p> <p>PCB含有シーリング材</p> <p>分析調査及び撤去 ・行う ・行わない [5.4.1]</p> <p>廃油</p> <p>・焼却処分 ・中間処理施設での再生処理 [5.4.1]</p> <p>腐酸・腐アルカリ</p> <p>・中和処理 ・焼却処分 ・中間処理施設での再生処理 [5.4.1]</p> <p>ダイオキシン類</p> <p>サンプリング調査 ・行う ・行わない [5.4.1]</p>																																									
		<p>⑧ 施工体制台帳の提出</p>		<p>6 章 石綿含有建材の除去及び処理</p> <p>① 一般事項</p> <p>労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針(建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等ばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する記述上の指針)を遵守すること。</p> <p>○アスベスト除去に伴う官公署等への届出申請を行うこと。</p> <p>石綿障害予防規則及び大気汚染防止法の各規定に基づく官公署等への報告等を行うこと。</p> <p>○石綿含有事前調査結果の都道府県知事及び労働基準監督署への報告を行うこと。</p> <p>○事前調査結果及び特定粉塵排出等作業の掲示を行うこと。</p> <p>○アスベスト除去に伴う作業計画の作成を行うこと。</p> <p>○アスベスト除去完了に伴う発注者への報告を書面にて行うこと。</p>																																									
		<p>9 資源有効利用促進</p>		<p>② 施工調査</p> <p>分析による調査 ・行う ○行わない [6.1.3]</p> <p>※書面調査及び現地調査の調査結果を監督職員に提出すること。</p>																																									
		<p>⑨ 再資源化等</p>		<p>③ 石綿含有吹付け材の除去</p> <p>石綿含有吹付け材の有無 ・有 ○無 [6.1.3]</p> <p>除去吹付け材() 含有場所()</p> <p>吹付け材の施工数量調査 ※行う</p> <p>石綿粉じん濃度測定 ※行う</p>																																									
		<p>4 章 建設廃棄物の処理</p>		<p>表6.4 石綿粉じん濃度測定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>測定時期</th> <th>測定名称</th> <th>測定場所</th> <th>測定点(各施工箇所ごと)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">処理作業前</td> <td>測定1</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点又は3点</td> <td>(注)1</td> </tr> <tr> <td>測定2</td> <td>施行区画周辺又は、敷地境界</td> <td>計2点</td> <td>大気</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">処理作業中</td> <td>測定3</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点又は3点</td> <td>(注)1</td> </tr> <tr> <td>測定4</td> <td>セキリイ-グ-ン入口</td> <td>1点</td> <td>空気の流れを確認</td> </tr> <tr> <td>測定5</td> <td>集じん・排気装置の排出口(処理作業室外の場合)</td> <td>1点</td> <td>(注)2</td> </tr> <tr> <td>測定6</td> <td>施行区画周辺又は、敷地境界</td> <td>4方向各1点</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">処理作業後(隔離シート撤去前)</td> <td>測定7</td> <td>処理作業室内</td> <td>各2点又は3点</td> <td>(注)1</td> </tr> <tr> <td>測定8</td> <td>施行区画周辺又は、敷地境界</td> <td>4方向各1点</td> <td>大気</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)1. 各施工箇所ごとの室面積が50㎡以下までは2点、300㎡以下までは3点とする。</p> <p>300㎡を超えるものは、監督職員と協議する。</p> <p>(注)2. 集じん・排気装置の性能確認</p>		測定時期	測定名称	測定場所	測定点(各施工箇所ごと)	備考	処理作業前	測定1	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1	測定2	施行区画周辺又は、敷地境界	計2点	大気	処理作業中	測定3	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1	測定4	セキリイ-グ-ン入口	1点	空気の流れを確認	測定5	集じん・排気装置の排出口(処理作業室外の場合)	1点	(注)2	測定6	施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	—	処理作業後(隔離シート撤去前)	測定7	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1	測定8	施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	大気
測定時期	測定名称	測定場所	測定点(各施工箇所ごと)	備考																																									
処理作業前	測定1	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1																																									
	測定2	施行区画周辺又は、敷地境界	計2点	大気																																									
処理作業中	測定3	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1																																									
	測定4	セキリイ-グ-ン入口	1点	空気の流れを確認																																									
	測定5	集じん・排気装置の排出口(処理作業室外の場合)	1点	(注)2																																									
	測定6	施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	—																																									
処理作業後(隔離シート撤去前)	測定7	処理作業室内	各2点又は3点	(注)1																																									
	測定8	施行区画周辺又は、敷地境界	4方向各1点	大気																																									
<p>章 項 目</p> <p>特 記 事 項</p>		<p>2 章 仮設工事</p> <p>① 騒音・粉じん等の対策 ※ 騒音・粉じん等の対策 [2.2.1]</p> <p>※ 防音パネルを隙間なく取り付ける。</p> <p>○ 防音シートをジョイントの重ねと結束を十分に施し、隙間なく取り付ける。</p> <p>・メッシュ金網、養生シート等を隙間なく取り付ける。</p> <p>なお、シート類は防火処理されたものとする。</p> <p>※ 防音パネル等を取り付ける足場等の範囲</p> <p>※ 図示による。</p> <p>・設ける。(規模・備品等の設置は下記による) ○設けない [2.3.1]</p> <p>構内既存の施設 ・利用できる(・有償 ・無償) ○利用できない</p> <p>構内既存の施設 ○利用できる(○有償 ・無償) ・利用できない</p>		<p>3 章 解体施工</p> <p>① 杭 杭の解体 ○行う ・行わない [3.9.2]</p> <p>○引抜き工法</p> <p>・破砕工法</p> <p>② 構内舗装、樹木等 ・樹木等の伐採 ・行う ○行わない [3.11.1]</p> <p>・樹木等の伐採抜根 ・行う ○行わない</p> <p>・樹木等の移植 ・行う ○行わない</p> <p>※ 対象樹木等は図示による。</p> <p>③ 地下埋設物等 地下埋設物及び埋設配管等の解体 ○行う ・行わない [3.12.1]</p> <p>④ 埋戻し、盛土及び整地 解体後の埋戻し ○行う ・行わない [3.13.1]</p> <p>盛土 ・行う ○行わない</p>																																									
<p>1 章 一般共通事項</p> <p>① 工事実績情報の登録 ※請負金額が500万円以上の場合、登録を行う。 [1.1.4]</p> <p>※工事の各記録写真については、デジタル画像にて整備編集を行うように努めること。</p> <p>② 工事の記録 ※工事写真については以下による。(編集工程写真はA4版程度) [1.2.3]</p> <p>※工事着工前 1部</p> <p>※工程写真 各工程毎に編集の上提出 1部</p> <p>※竣工写真 2部</p> <p>※工事の各記録写真については、デジタル画像にて整備編集を行うように努めること。</p> <p>・適用する ○適用しない [1.3.3]</p> <p>事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。</p> <p>一般電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする。</p> <p>④-1 週休2日制工事 「四日市市週休2日制工事実施要領(営繕工事)」に基づく適用は下記による。</p> <p>○週休2日制工事対象</p> <p>・週休2日制工事(受注者希望型)対象</p> <p>・週休2日制対象外工事(・工事の実働日数が30日未満の工事 ・現場閉所困難な工事)</p> <p>④-2 施工条件 [1.3.5]</p> <p>○工事用車両の駐車場及び資機材置場 ※敷地内 ・</p> <p>○工事着手前に周辺住民への工事説明会が開催される場合は資料作成等に協力すること。</p> <p>○現場工事は月〜金とし、土、日、祝日に作業を行う場合は、監督職員の承諾を得ること。</p> <p>○施工作業時間は原則8:30~17:00とすること。清掃片付け等は18:00までとすること。</p> <p>○施工に際しては、工程及び施工内容について施設管理者と綿密な調整を行うこと。</p> <p>○工事に関わる法令手続きは受注者にて行うこと。手続きに係る手数料は受注者の負担とする。(道路占用許可申請における占用料は除く)</p> <p>○仮囲い等について周辺住民等の安全上、使用上支障がないように計画し、維持管理に努めること。</p> <p>○工程計画については、関係者等と十分に調整を行った上で進めること。</p> <p>○資機材の搬出入は第三者の安全に留意して、災害及び事故の防止に努めること。</p> <p>○大型車両通行時には、誘導員等を配置し、安全確保に努めること。</p> <p>・足場を60日以上設置する場合は、着手の30日前までに、設置届を所管官庁へ提出すること。</p> <p>○道路及び駐車場の汚損がないように努めると共に、汚損した場合は直ちに清掃を行うこと。</p> <p>○既設構造物を汚損した場合は、受注者負担にて補修等を行うこと。</p> <p>○工事により発生する残土や廃材、汚泥等は適切処理を行うこと。また、釜場を設け、敷地外への泥水の流出を防止すること。</p> <p>○振動、騒音、ほこりのでる作業やその他について、事前に施設管理者及び近隣施設等と調整を行うこと。</p>		<p>※提出書類はA4版とする</p> <p>※産業廃棄物税</p> <p>本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が本工事により生じた産業廃棄物が、課税対象となった場合には、翌年度に産業廃棄物納税証明書等を添付して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求することができる。</p>		<p>井元建築事務所</p> <p>一級建築士事務所 三重県知事登録 第 1-2264 号 ・ 一級建築士 第 341058 号 井元 貴久</p>																																									
		<p>※提出書類はA4版とする</p> <p>※産業廃棄物税</p> <p>本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、請負者が本工事により生じた産業廃棄物が、課税対象となった場合には、翌年度に産業廃棄物納税証明書等を添付して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求することができる。</p>		<p>Project 太白町市営住宅除却工事</p>																																									
				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">Title 特記仕様書(解体1)</th> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Scale</td> <td>NON</td> <td>Date</td> <td>2024.3</td> </tr> <tr> <td>No.</td> <td colspan="3">A- 01</td> </tr> </tbody> </table>		Title 特記仕様書(解体1)				Scale	NON	Date	2024.3	No.	A- 01																														
Title 特記仕様書(解体1)																																													
Scale	NON	Date	2024.3																																										
No.	A- 01																																												

6章 石綿含有建材の除去及び処理	石綿粉じん濃度測定方法	測定 3	測定 1, 2, 4, 6, 7, 8	測定 5
	計数機器	位相差顕微鏡		
	メンブレンフィルタの直径		25mm	47mm
	試料の吸引流量	1l/min	5l/min	10l/min
試料の吸引時間	5 min	120 min	210 min	
試料の透明化	アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法			
計数条件	総アスベスト繊維数	200本又は視野数50視野		
計数アスベスト	直径3μm未満、長さ5μm以上、長さ直径比3：1以上			
定量限界	50 f/l	0.5 f/l	0.3 f/l	
	作業場の隔離等 ※行う	[6.3.1]		
	除去工法	※除去工法については、工法に関する資料を監督職員に提出し、承諾を得ること。		
	処分方法	<ul style="list-style-type: none"> 埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。 		
④アスベスト含有仕上塗材の除去	アスベスト含有仕上塗材の除去(除去工法、養生、粉じん飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等)については、「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による。 アスベスト含有仕上塗材の有無 ・有 ○無 除去仕上塗材() 含有場所() 撤去の範囲 ・全面撤去 ・図示による 除去工法(原則湿潤化し、下記工法とする) <ul style="list-style-type: none"> 水洗い工法 ・手工具ケレン工法 集じん装置付高圧水洗工法 ・集じん装置付超高圧水洗工法 ・超音波ケレン工法 剥離材併用高圧水洗工法 ・剥離材併用超高圧水洗工法 ・剥離材併用手工具ケレン工法 剥離材併用超音波ケレン工法 ・集塵装置付ディスクグラインダーケレン工法 上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承諾を得ること。 除去工法の試験施工 ・行う ※行わない 作業場の隔離及び養生 「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」による。 <ul style="list-style-type: none"> 隔離養生不要 ・隔離養生必要(負担不要) ・その他() 			
⑤石綿含有保温材等の除去	石綿含有保温材の有無 ・有 ○無 除去保温材() 含有場所() 作業場の区画 ・行う ・行わない 処分方法 <ul style="list-style-type: none"> 埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う 			
⑥石綿含有成形板の除去	石綿含有成形板の有無 ○有 ・無 除去成形板(図示による) 含有場所(図示による) 作業場の区画 ・行う ○行わない 処分方法 <ul style="list-style-type: none"> 石綿含有石膏ボード <ul style="list-style-type: none"> ※管理型最終処分場で埋立処分する。 石綿含有石膏ボード以外 <ul style="list-style-type: none"> 埋立処分の場合は、石綿含有産業廃棄物として、安定型最終処分場の一定の場所で埋立処分する。 中間処理の場合は、都道府県知事等から処置許可を受けた溶融施設において溶融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う。 			
⑦ 特記事項	※本工事に配置管理させる者(有資格者) ※特定化学物質等作業主任者(H18.3.31以前の講習修了者) 又は石綿作業主任者(H18.4.1以降の講習修了者)			

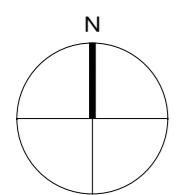
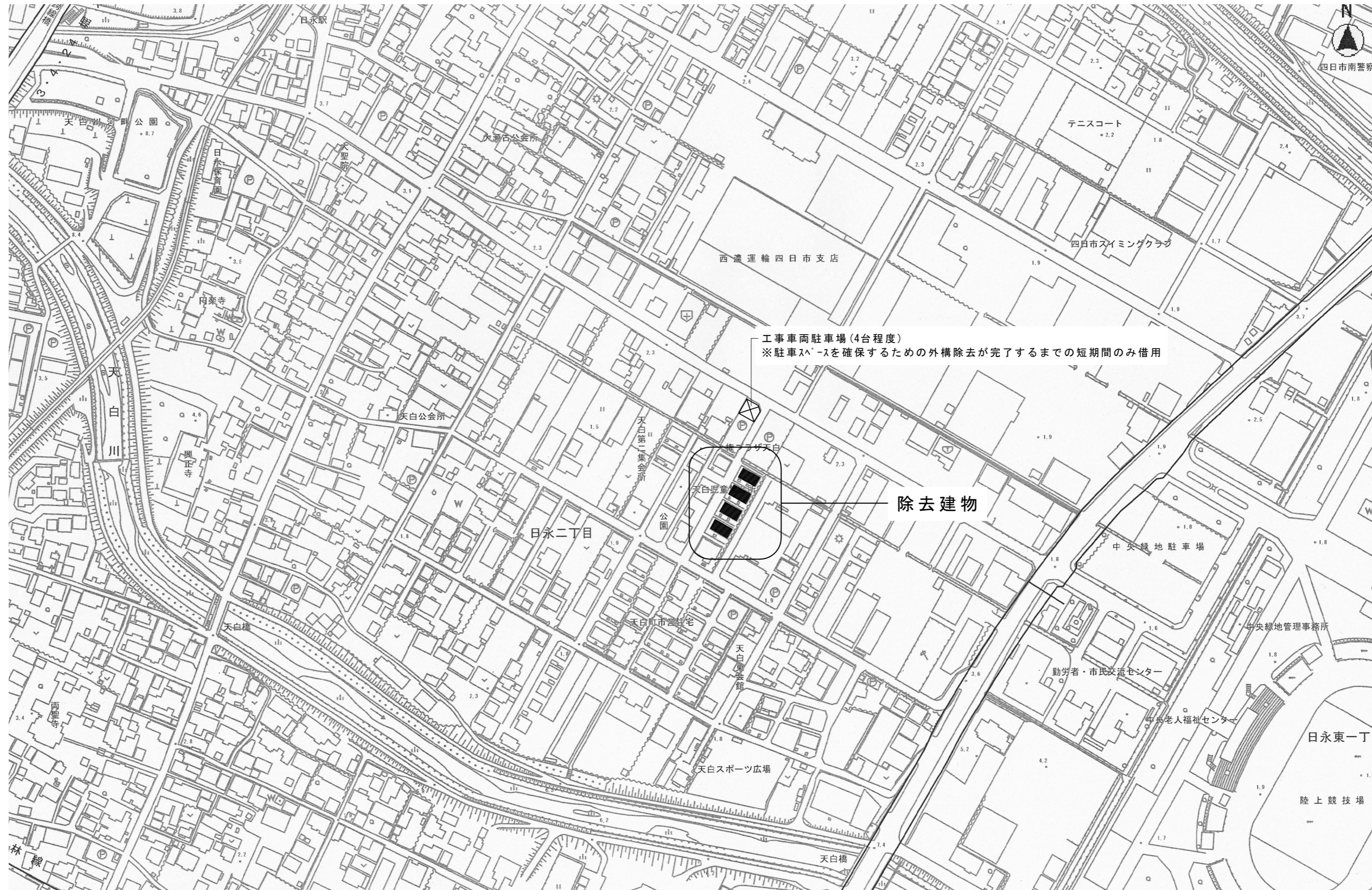
(秘密の保持)	
第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。	
2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。	
3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 (適正な管理)	
第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。	
2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。	
3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。	
4 四日市市(以下「甲」という。))は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。 (収集の制限)	
第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。	
(再提供の禁止)	
第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。	
2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。	
3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。 (複写、複製の禁止)	
第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。 (持ち出しの禁止)	
第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等(複写又は複製したものを含む。第9において同じ。))を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。	
2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。	
3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等をして関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。 (資料等の返還)	
第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。	
2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。 (1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断 (2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕	
3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。	
4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。 (研修・教育の実施)	
第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。 (苦情の処理)	
第11 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 (定期報告及び事故発生時における報告)	
第12 乙は、甲から個人情報の取扱の状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。	
2 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 (監査及び検査)	
第13 甲は、この契約による業務に係る個人情報の取り扱いについて、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられていることを検証および確認するため、乙及び第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を受託し、又は請け負った第三者に対して、監査又は検査を行うことができる。	
2 甲は、前項の目的を達するため、乙に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。 (契約解除及び損害賠償)	
第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。	

暴力団等不当介入に関する事項	<p>1. 契約の解除</p> <p>四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができる。</p> <p>2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務</p> <p>(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。</p> <p>(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所へ協議を行うこと。</p> <p>(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。</p>
----------------	---

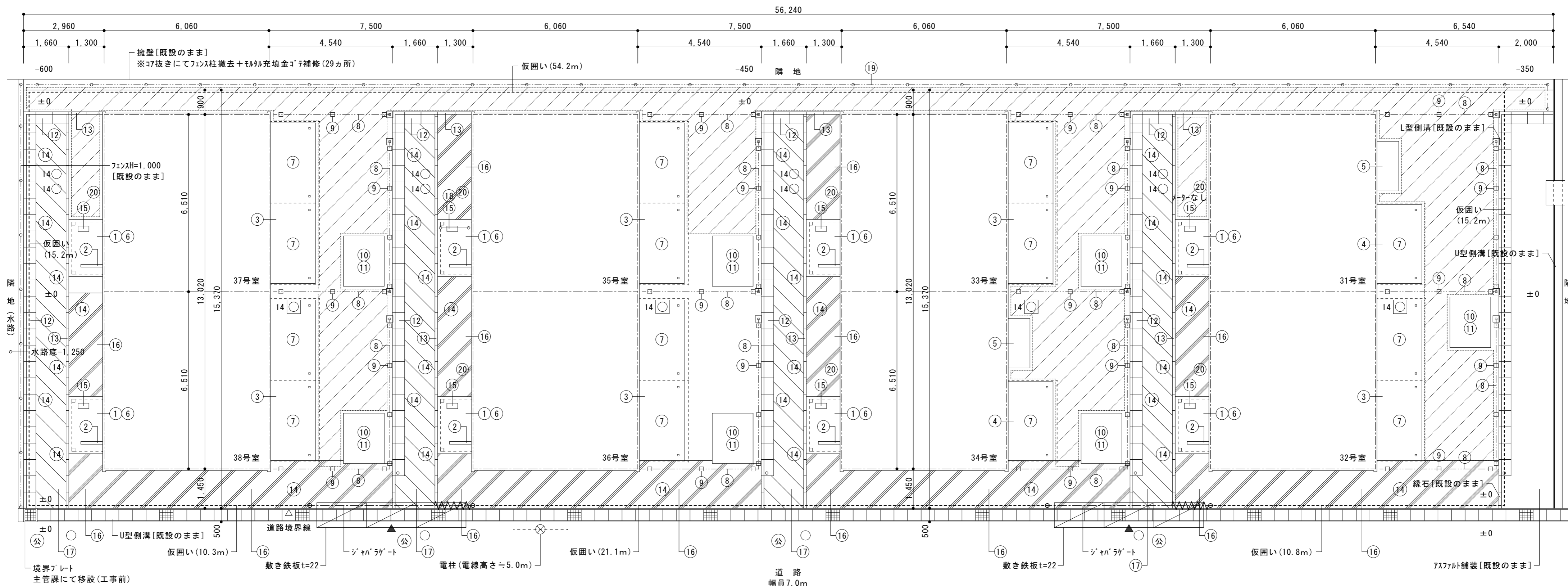
障害者差別解消に関する事項	<p>1. 対応要領に沿った対応</p> <p>(1) この契約による事務・事業の実施(以下「本業務」という。)の請負(委託)を受けた者(以下「受注者(受託者)」という。))は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「法」という。))に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領(平成29年2月28日策定。以下「対応要領」という。))に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。</p> <p>(2) (1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。</p> <p>2. 対応指針に沿った対応</p> <p>上記1に定めるもののほか、受注者(受託者)は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針(法第11条の規定により主務大臣が定める指針をいう。))に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。</p>
---------------	--

個人情報の取り扱いに関する事項	
(基本事項)	
第1 この契約による工事の施工者(以下「乙」という。))は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。 (施工者の義務)	
第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。))は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第67号。以下「法」という。))第11条に規定する義務を負う。	
2 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。	

井元建築事務所 一級建築士事務所 三重県知事登録 第 1-2264 号 ・ 一級建築士 第 341058 号 井元 貴久			
		Title 特記仕様書(解体2)	
Project 天白町市営住宅除却工事	Scale NON	Date 2024.3	No. A-02



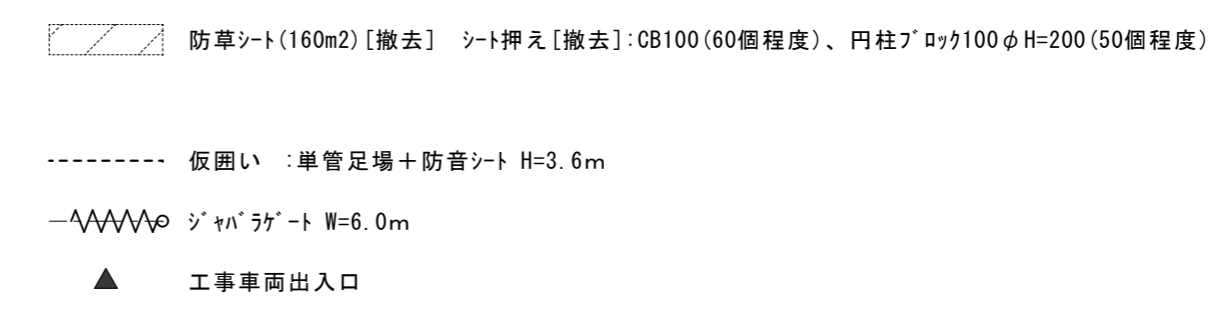
敷地案内図
1/2,500



No	名称	W	D	H	箇所	備考
①	ボーチ	2,100	1,240	80	8	土間コンクリート
		2,100	80	250	8	〃
		1,160	80	250	16	〃
②	腰壁	800	100	600	8	CB100
③	フラス A	6,000	1,650	120	6	土間コンクリート
④	〃 B	2,900	1,650	120	2	〃
⑤	〃 C	1,820	800	120	2	〃
⑥	ﾌﾙﾐ底 A	1,940	1,150	2,450	8	ﾌﾙﾐ
		400	400	400	16	コンクリート
⑦	ﾌﾙﾐ底 B	3,000	矩計図 参照	14	ﾌﾙﾐ	
		400	矩計図 参照	28	コンクリート	
⑧	ﾌｪﾝｽ	4,300	-	600	12	ﾌﾙﾐ
		5,500	-	600	8	〃
⑨	〃 基礎	150	150	450	68	コンクリート
		240	240	450	16	〃

No	名称	W	D	H	箇所	備考
⑩	ﾌﾞﾚﾊﾞﾝ 物置	1,500	1,850	2,100	7	金属
⑪	〃 基礎	400	100	200	126	CB100
⑫	L型側溝 250B	14,600	-	-	4	コンクリート
		1,660	-	-	4	〃
⑬	緑石ﾌﾞﾛｯｸ 100角	14,500	-	-	4	〃
⑭	マンホール	1,240	-	-	4	〃
		500	500	-	28	
⑮	水道ﾏｰﾀｰ20mm (BOX共)	450	450	-	4	
		350	350	-	12	
⑯	土間コンクリート	3,900	1,240	100	3	コンクリート
		4,400	1,240	100	3	〃
⑰	ｱｽﾌﾙﾄ舗装	2,000	1,240	100	4	〃
		10,660	1,350	100	4	〃
⑱	手摺	14,130	1,110	50	4	ｱｽﾌﾙﾄ
		350	1,200	50	3	〃
⑲	手摺	1,000	-	800	1	金属
⑳	ﾈｯﾄﾌｪﾝｽ	56,800	-	850	1	〃
㉑	水栓柱	-	-	1,200	7	

公 公設マス (道路内4カ所)



- 特記事項
- 基礎、便槽、地中埋設物、設備配管配線、低木等は、現場監督員の指示を得て全て撤去を行うこと。
 - 地中配管の側溝接続部はモルタルにて補修を行うこと。
 - 給水管及び排水管については、境界線付近で切断してキャップ止めとする。
 - ﾏｰﾀｰBOX及び敷地内排水樹は撤去とする。
 - 仮設物の位置等は監督職員、施設管理者と協議の上決定すること。
 - 工事車両の進入及び作業員の駐車ｽﾊﾟｰｽは監督職員、施設管理者と協議の上決定すること。
 - 必要に応じてﾊﾞﾘｱｰﾄﾞ区画を行うこと。
 - 撤去材の積み込み等は仮囲い内で行うこと。また、現場周辺で積み込み車両の待機は行わないこと。
 - 建屋の解体高さに合わせて、H=1.8mまで防音シートを巻き下げること。
 - 工事用水道は有償、電気は使用できないものとする。
 - 道路際の解体時には交通誘導員1名(4日間程度)配置すること。
 - 建物除去あとは現状土にて敷き均し(転圧共)、整地を行うこと。
 - 解体工事に伴う電気配線は全て撤去とする。
 - 杭引き抜きに伴う重機については、現地確認後、監督職員と協議の上選定すること。
 - 近隣住民の駐車場からの動線を工事中であっても確保すること。
 - 工事車両進入口には、養生用に敷き鉄板t=22(0.9m×5.4m 2カ所)を設置すること。

※敷地内、特記なき限り、全て撤去とする。

配置図 兼 仮設計画図
1/100

外部仕上表

仕様

●アスベスト含有

屋根	厚型スレート+DP	鉄骨造及び木造
軒天	石綿大平板●+NAD(一部 有孔石綿板●+NAD)	
外壁	吹付塗材+可とう系改修塗材E 組立目地シーリング	鉄筋コンクリート版(組立式)
軒樋	塩ビカー半円形径105、集水器、受金物@800	
基礎	モルタル金コテ	鉄筋コンクリート
床下換気口	鋳鉄製 400×150	

内部仕上表

仕様

●アスベスト含有

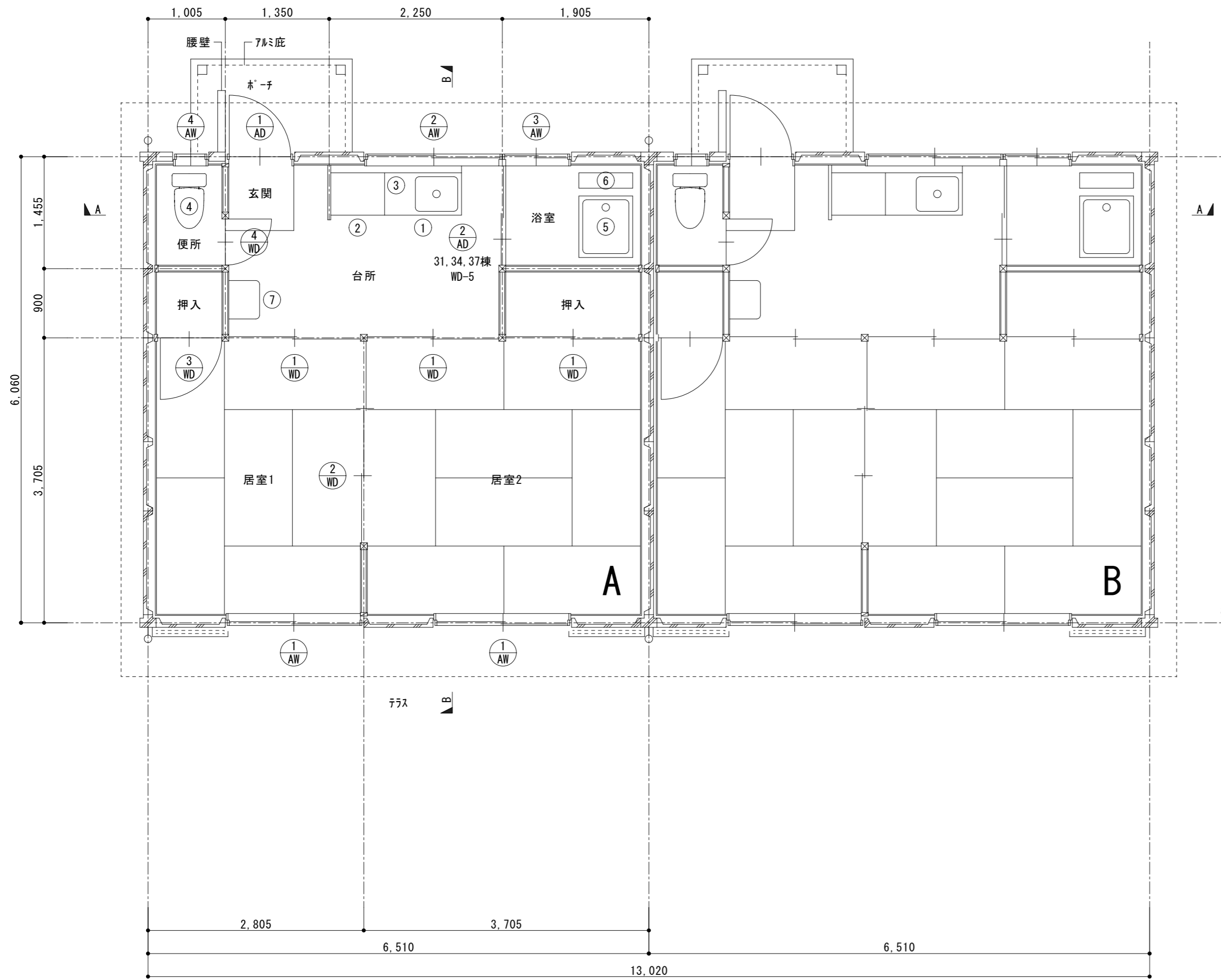
	床	巾木	壁	廻り縁	天井	天井高
玄関	モルタル金コテ	モルタル	合板+塗装 (31号室:化粧合板)	木	合板+塗装	2.310
台所	※1	木	合板+塗装 (31号室:化粧合板)	木	合板+塗装	2.310
			[流し台前] 化粧ケイ酸カルシウム石綿板●t=6.0			
居室1	合板+畳	畳寄せ	合板+塗装 (31号室:合板+ビニルクロス、32号室:化粧合板)	木	合板+塗装 (31,33,34号室:化粧合板)	2.300
居室2	合板+畳	畳寄せ	(")	木	合板+塗装 (31,33,34号室:化粧合板)	2.300
押入	合板	雑巾擦り	木質ボード+塗装	木	木質ボード+塗装	2.300
便所	合板+ビニル床シート	木	合板+塗装 (34号室:化粧合板)	木	合板+塗装	2.310
浴室	※2	モルタル	大平板●t=5.0	木	化粧ケイ酸カルシウム石綿板●t=2.0	2.510

床 ※1

台所	31号室	化粧合板
	32号室	合板+ビニル床シート
	33号室	化粧合板
	34号室	合板+ビニル床シート
	35号室	合板+ビニル床シート
	36号室	合板+ビニル床シート
	37号室	合板+ビニル床シート
	38号室	合板+ビニル床シート

床 ※2

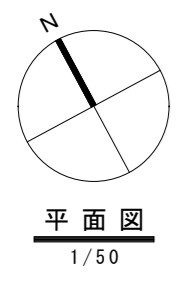
浴室	31号室	モルタル金コテ
	32号室	モルタル金コテ
	33号室	モルタル+タイル
	34号室	モルタル+タイル
	35号室	モルタル+タイル
	36号室	モルタル+タイル
	37号室	モルタル+乾式二重床ハ 300H=150
	38号室	モルタル+タイル

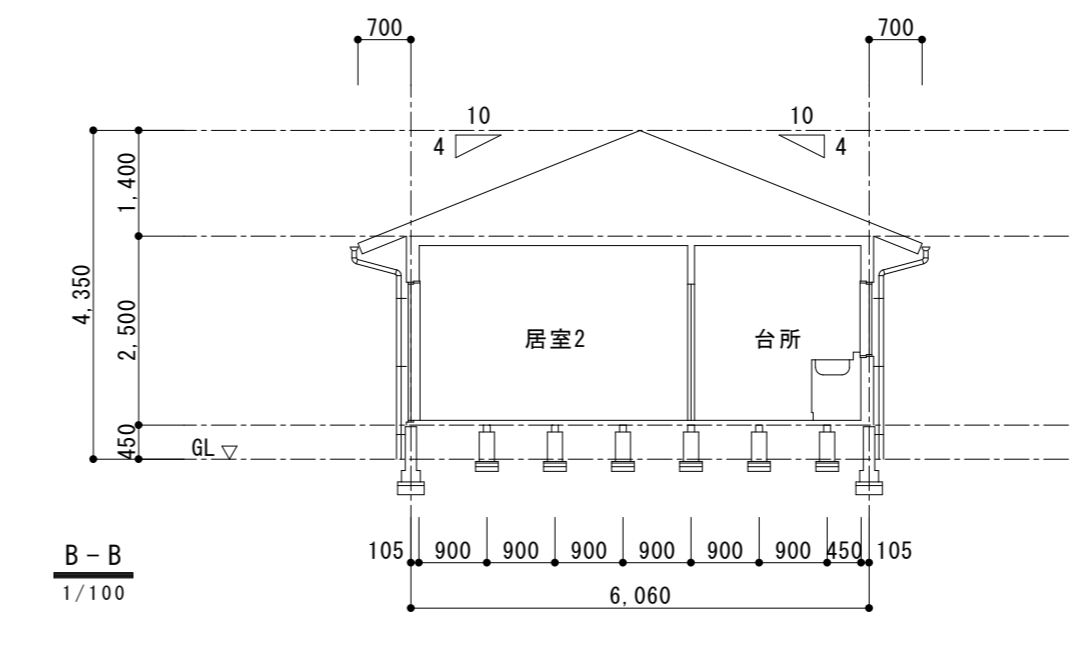
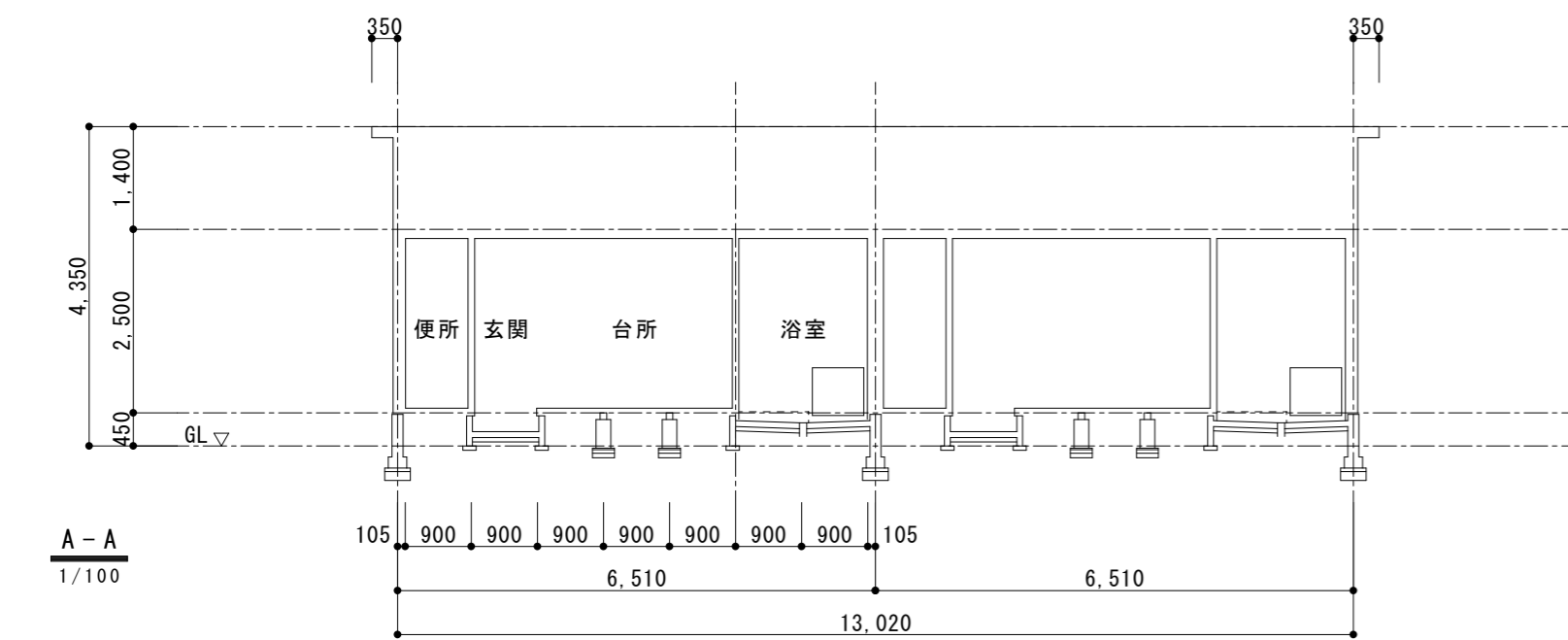
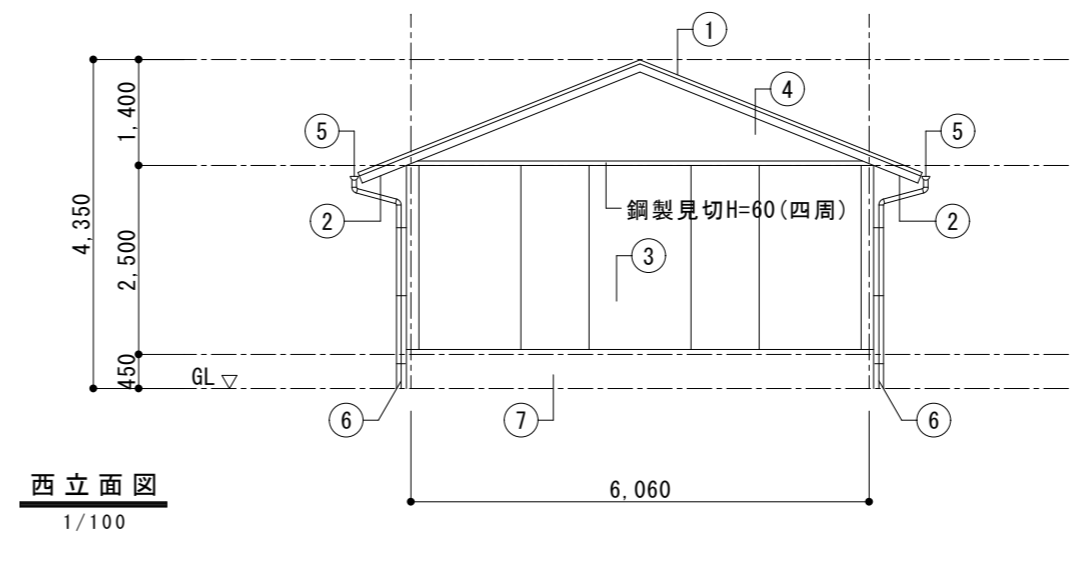
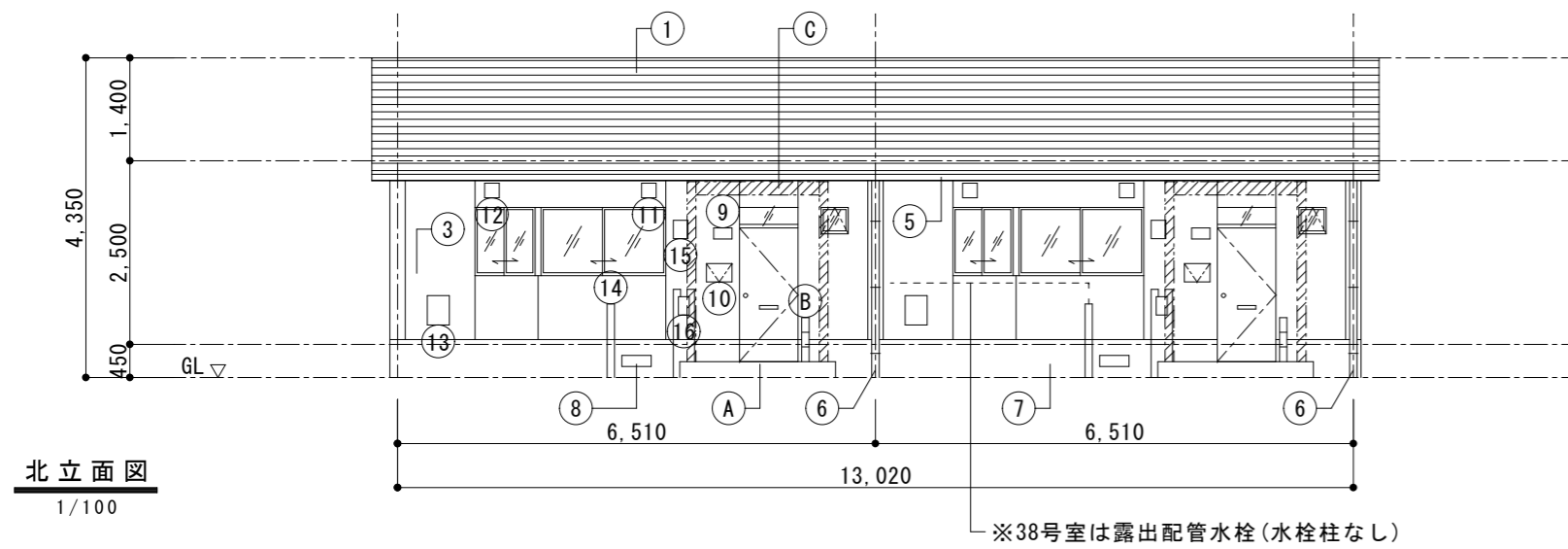
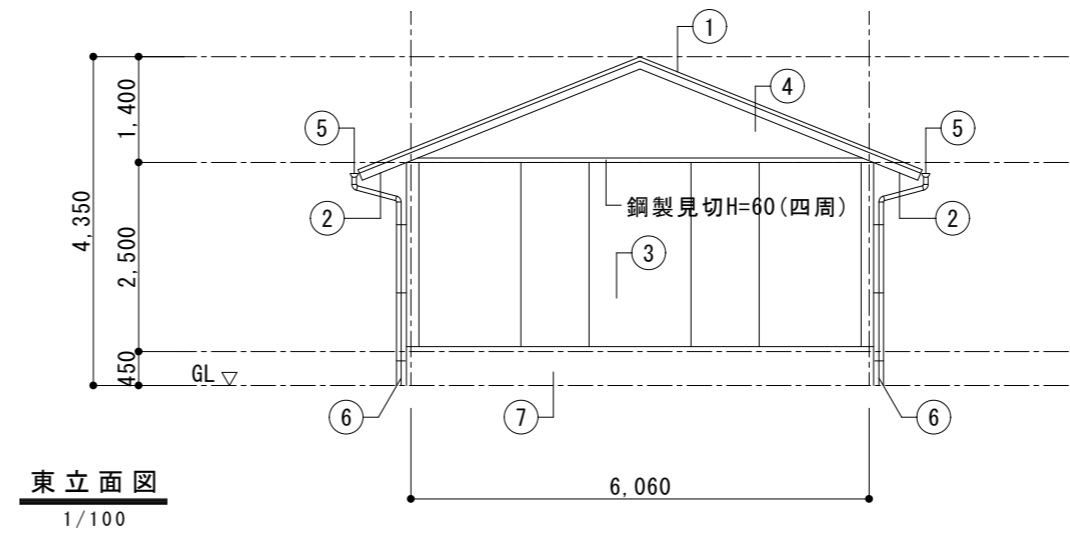
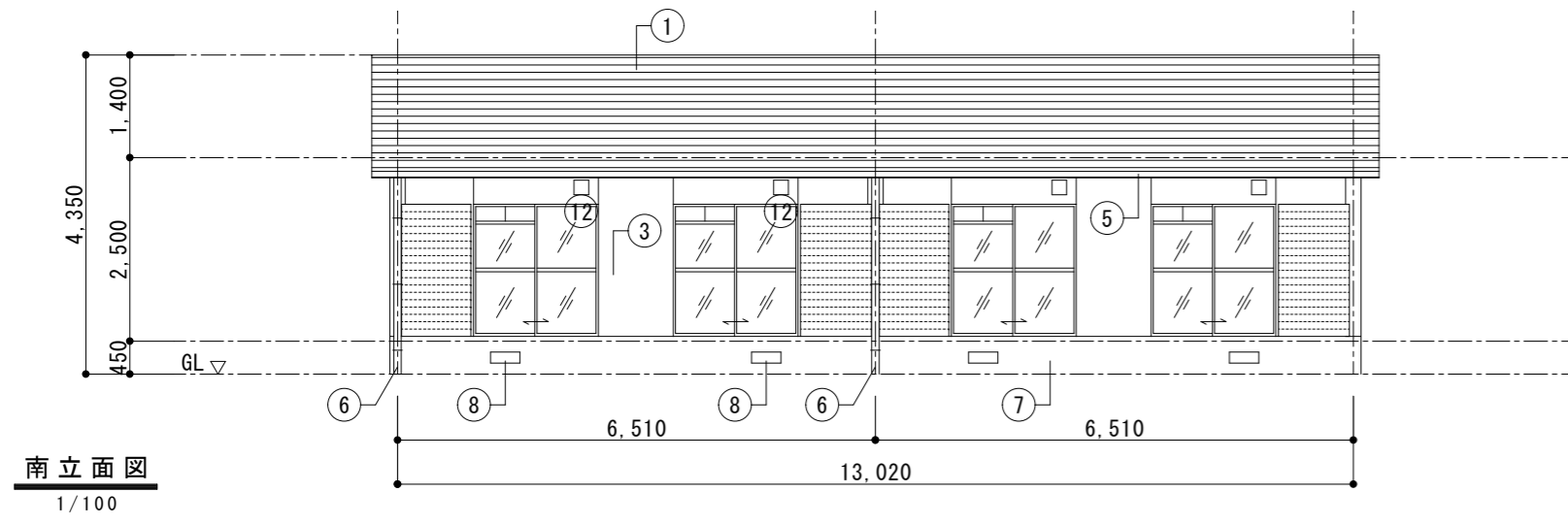


No	名称	場所	W	D	H	(計4棟分)		備考
						箇所		
①	流し台	台所	1,000	550	800	8		
②	コンロ台	"	700	550	600	8		
③	面台	"	1,700	100	900	8		
④	洋便器	便所	-	-	-	8		陶器
⑤	浴槽	浴室	800	700	650	7		31号室:浴槽なし
⑥	ガラス釜	"	250	700	650	7		31号室:ガラス釜なし
⑦	手洗い	"	500	400	700	8		木、陶器

×4棟
 ※特記なき限り A-B室同仕様

- 1 A:31号室
B:32号室
- 2 A:33号室
B:34号室
- 3 A:35号室
B:36号室
- 4 A:37号室
B:38号室



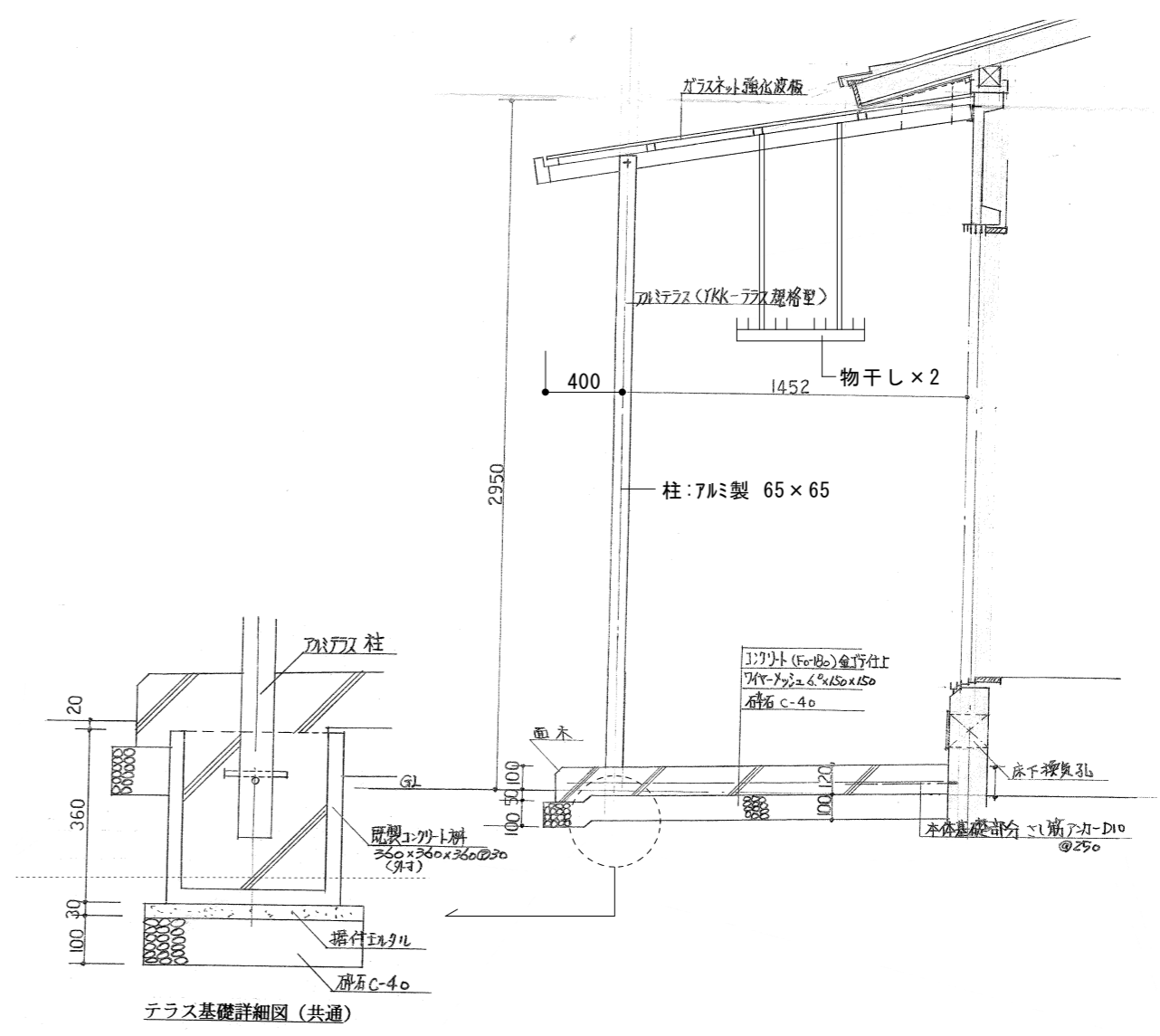
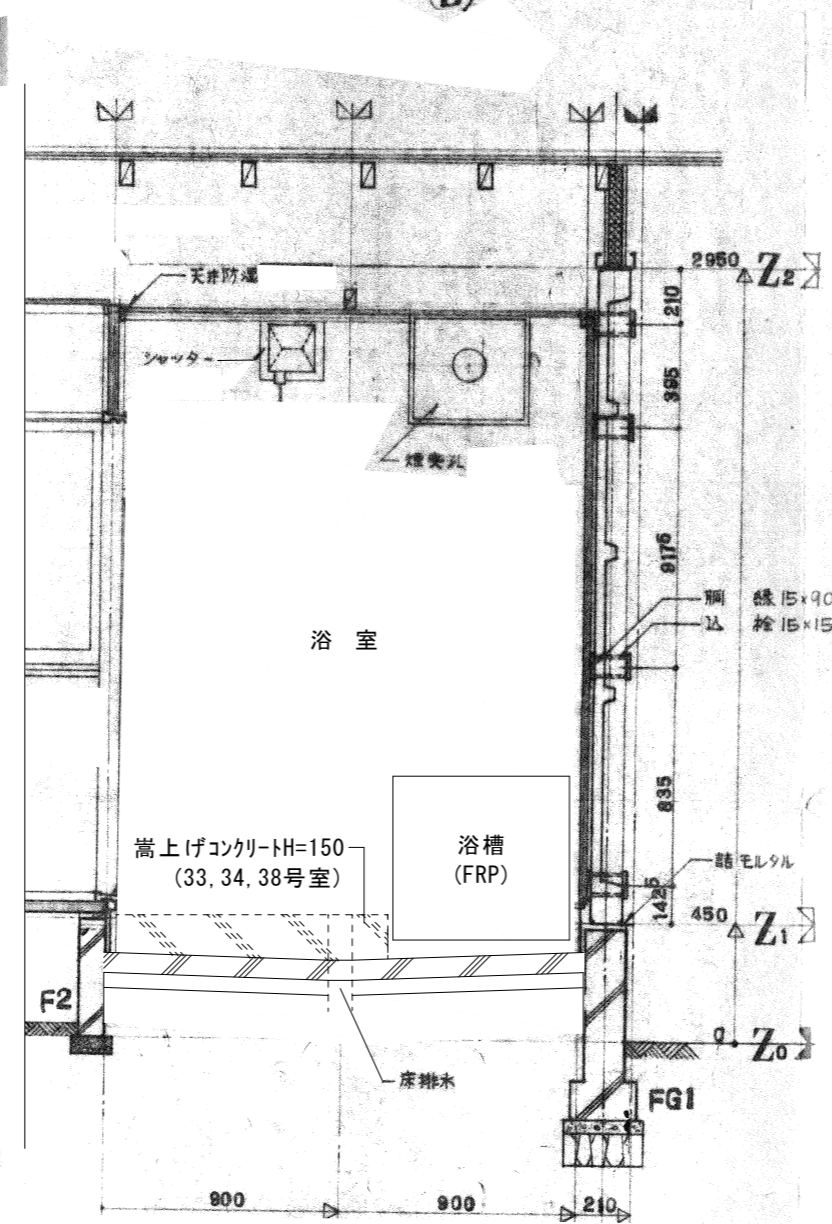
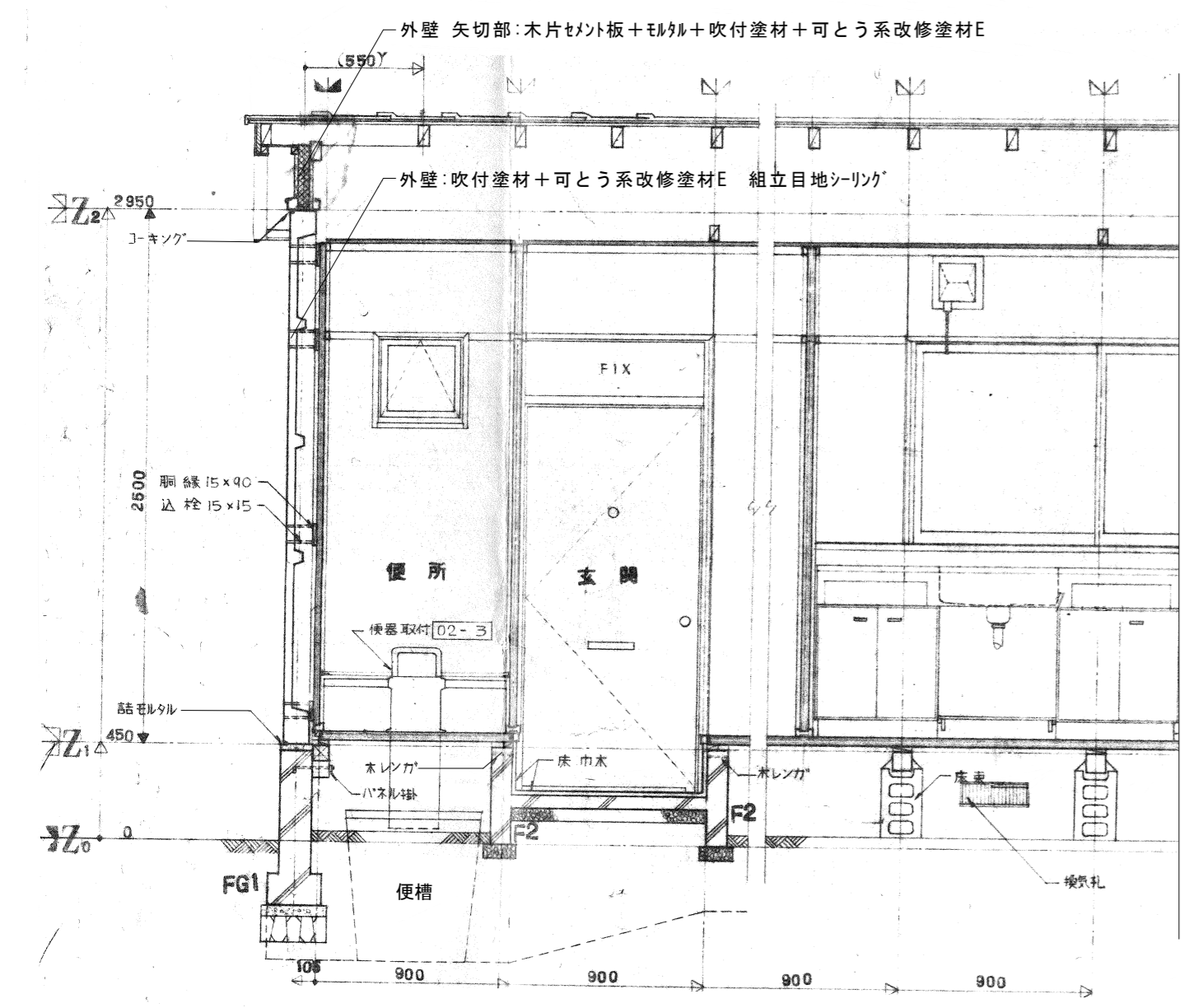
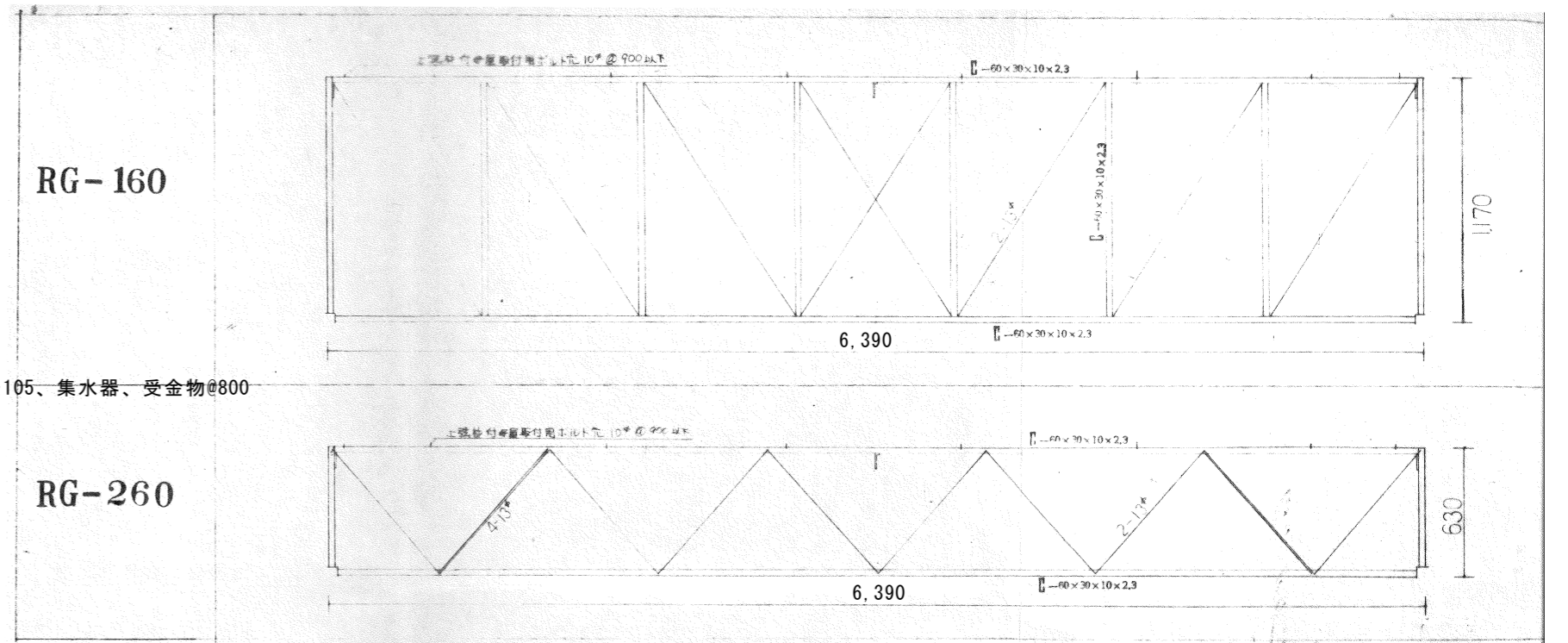
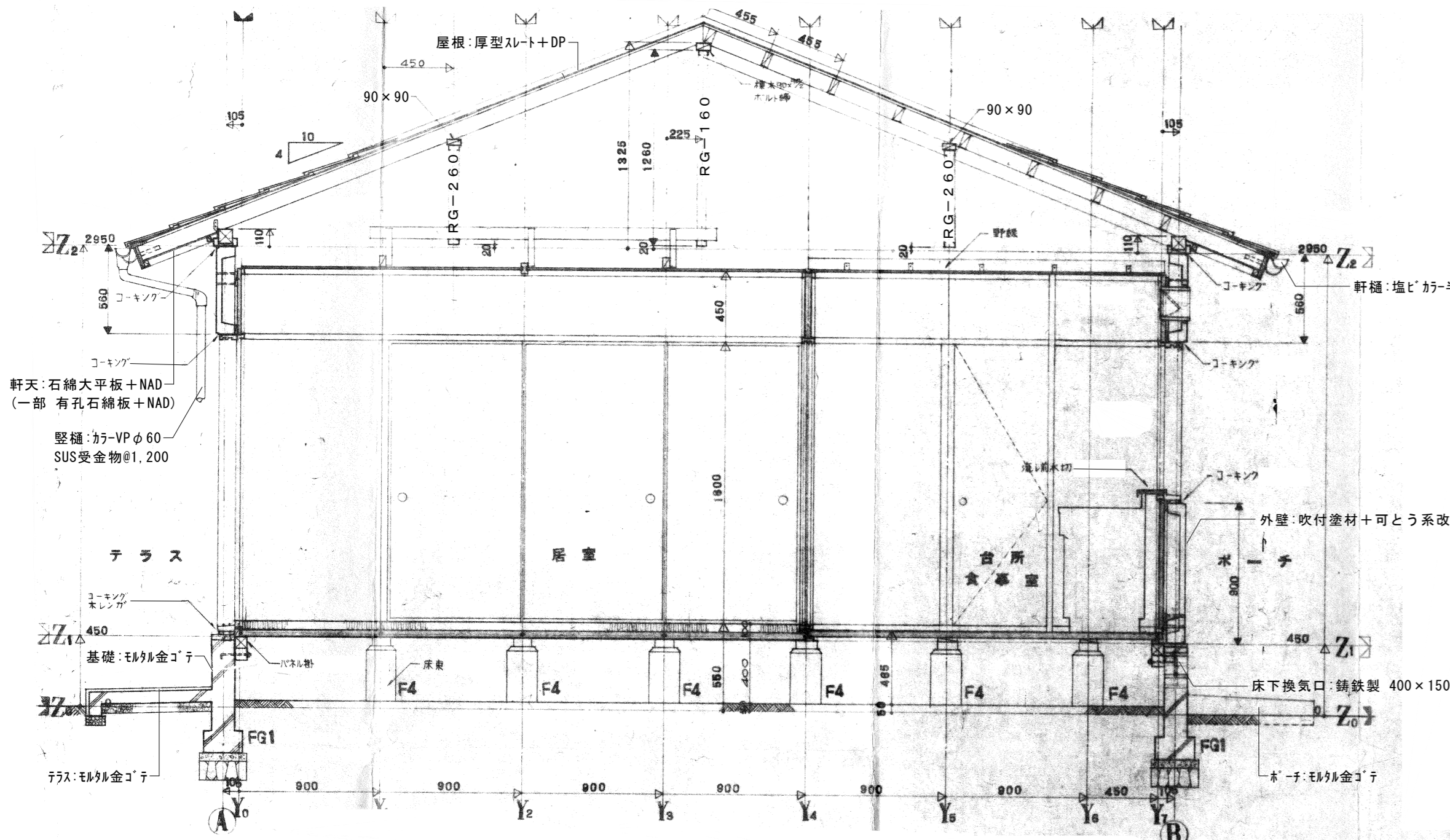


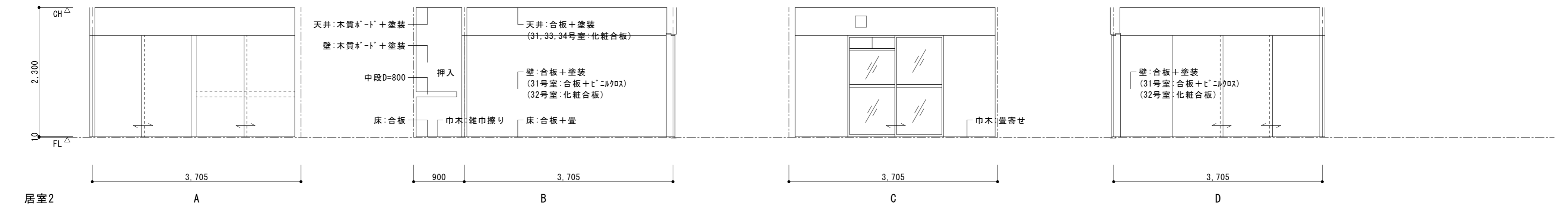
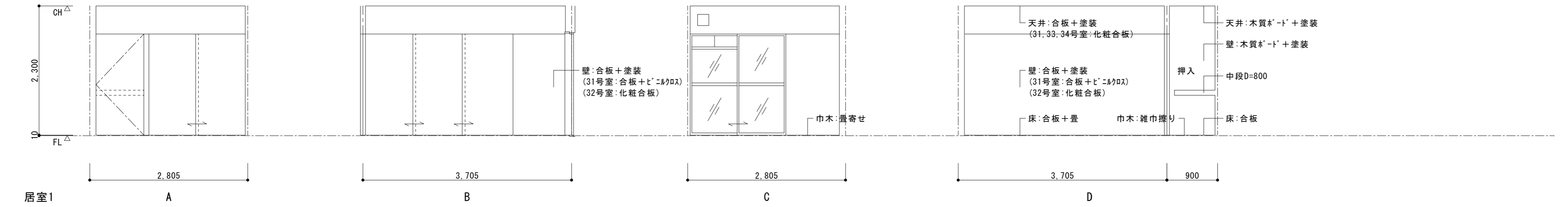
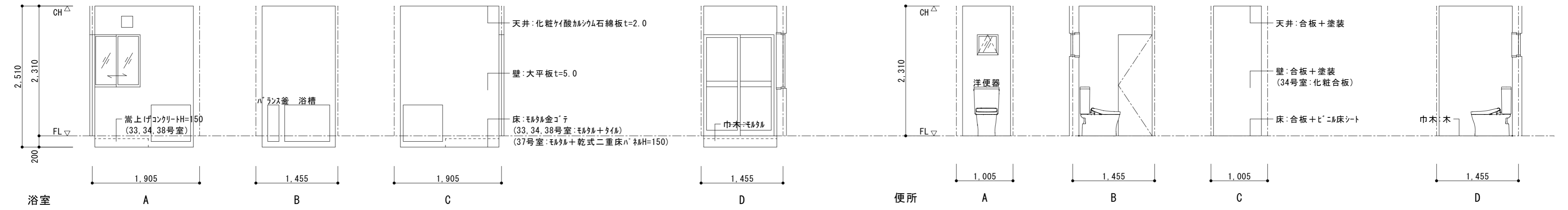
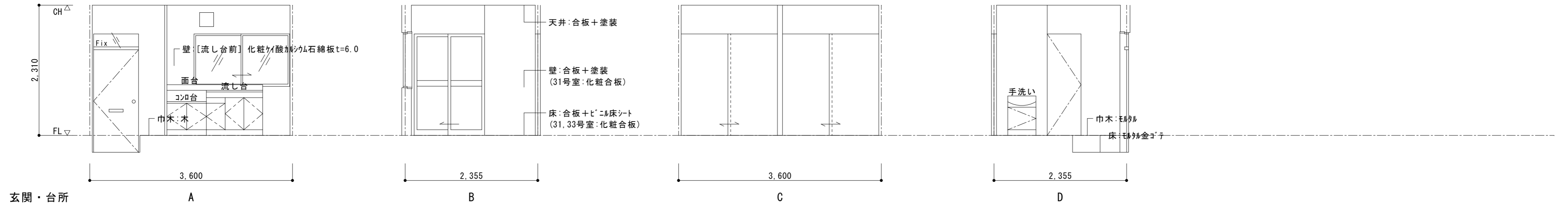
No	名称	仕上
①	屋根	厚型スレート+DP
②	軒天	石綿大平板+NAD(一部 有孔石綿板+NAD)
③	外壁1	吹付塗材+可とう系改修塗材E 組立目地シーリング
④	外壁2	矢切部:木片セメント板+モルタル+吹付塗材+可とう系改修塗材E
⑤	軒樋	塩ビカー半円形径105、集水器、受金物@800
⑥	縦樋	カーVPφ60、SUS受金物@1,200
⑦	基礎	モルタルコンクリート
⑧	床下換気口	鋳鉄製 400×150

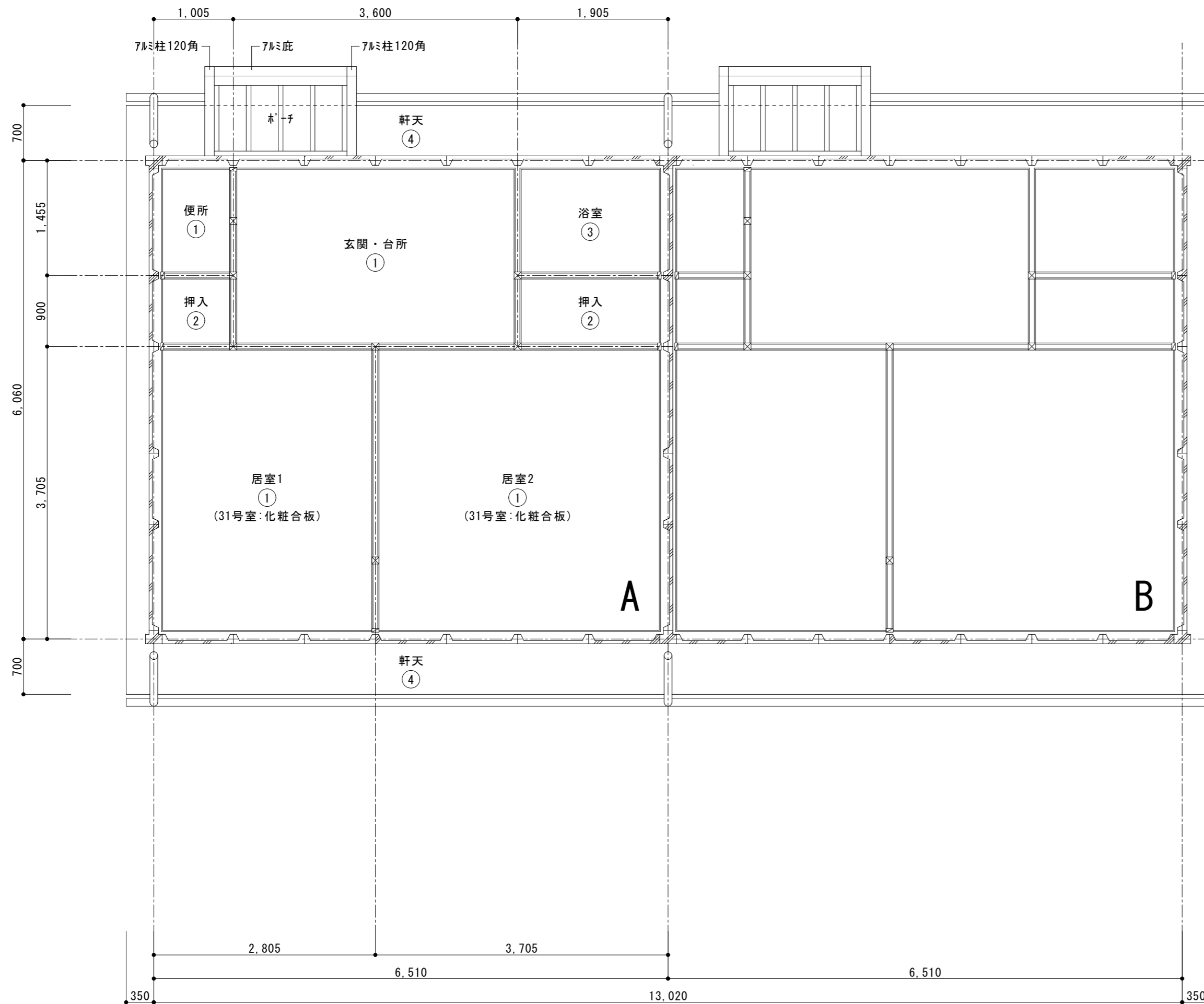
No	名称	仕上
⑨	表札	塩ビ製 W200×H100
⑩	郵便ポスト	SUS製 W350×D150×H250
⑪	排気口(換気扇)	200角
⑫	給気口(レジスター)	200角
⑬	給排気口(ハランス蓋)	300×400
⑭	水栓柱	H=1,200 ※38号室は露出配管水栓(水栓柱なし)
⑮	電気メーター	
⑯	ガスメーター	

No	名称	仕上
A	ホーチ	配置図参照
B	腰壁	〃
C	アルミ庇	〃

No	名称	仕上



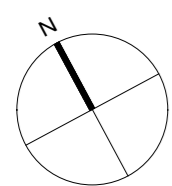




No	仕上
①	合板+塗装
②	木毛板+塗装
③	化粧ケイ酸カルシウム石綿板 t=2.0
④	石綿大平板+NAD (一部 有孔石綿板+NAD)

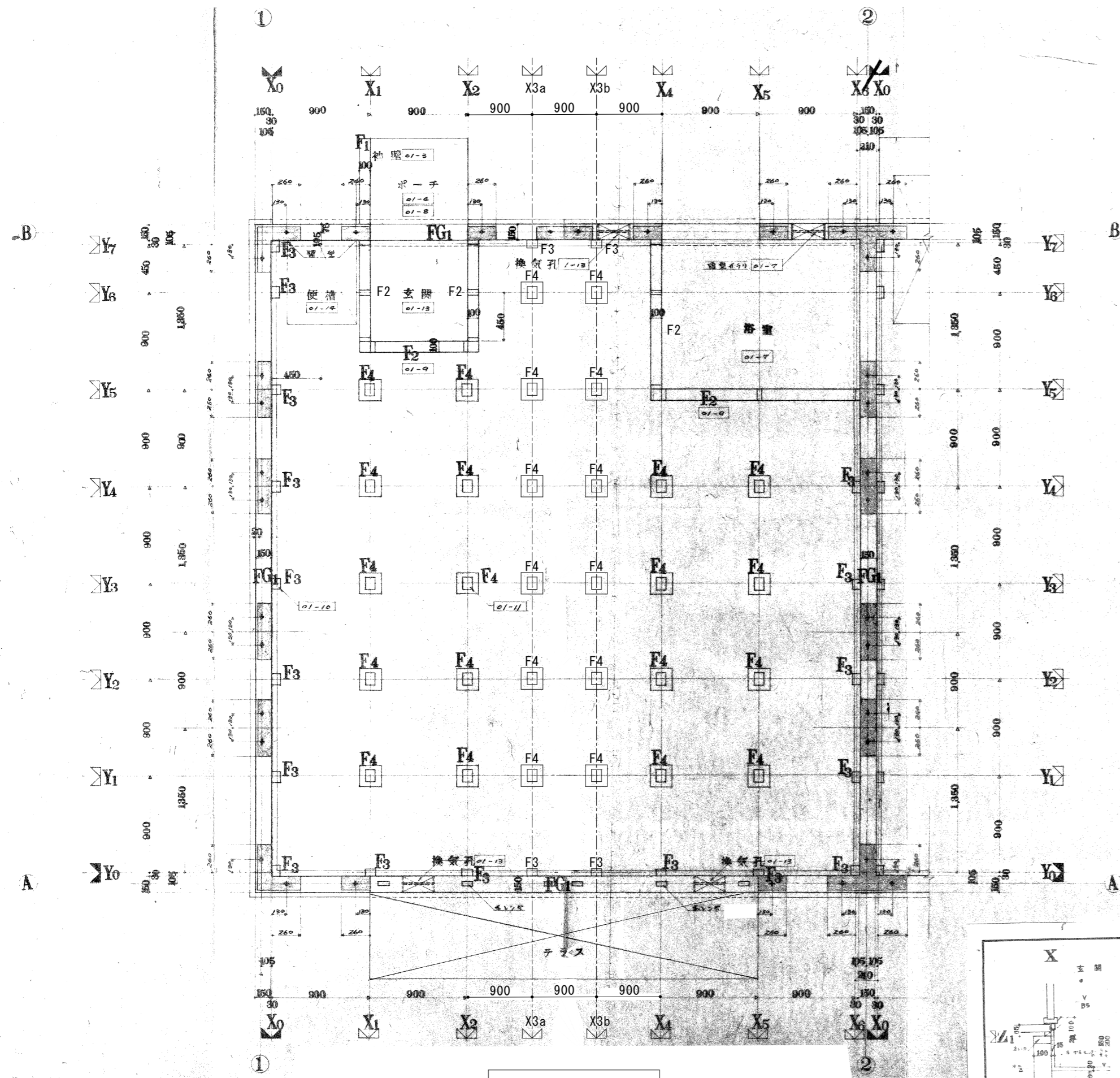
× 4棟
※特記なき限り A-B室同仕様

- 1 A: 31号室
B: 32号室
- 2 A: 33号室
B: 34号室
- 3 A: 35号室
B: 36号室
- 4 A: 37号室
B: 38号室

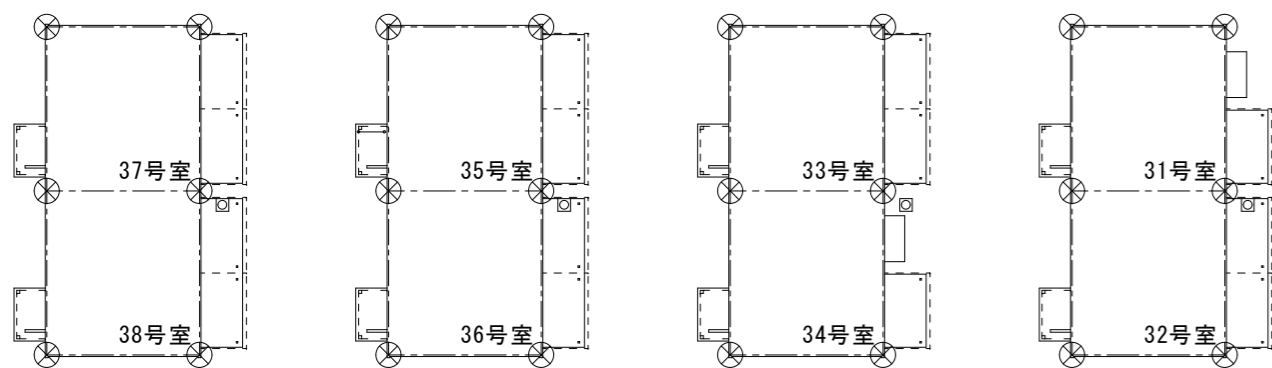


天井伏図
1/50

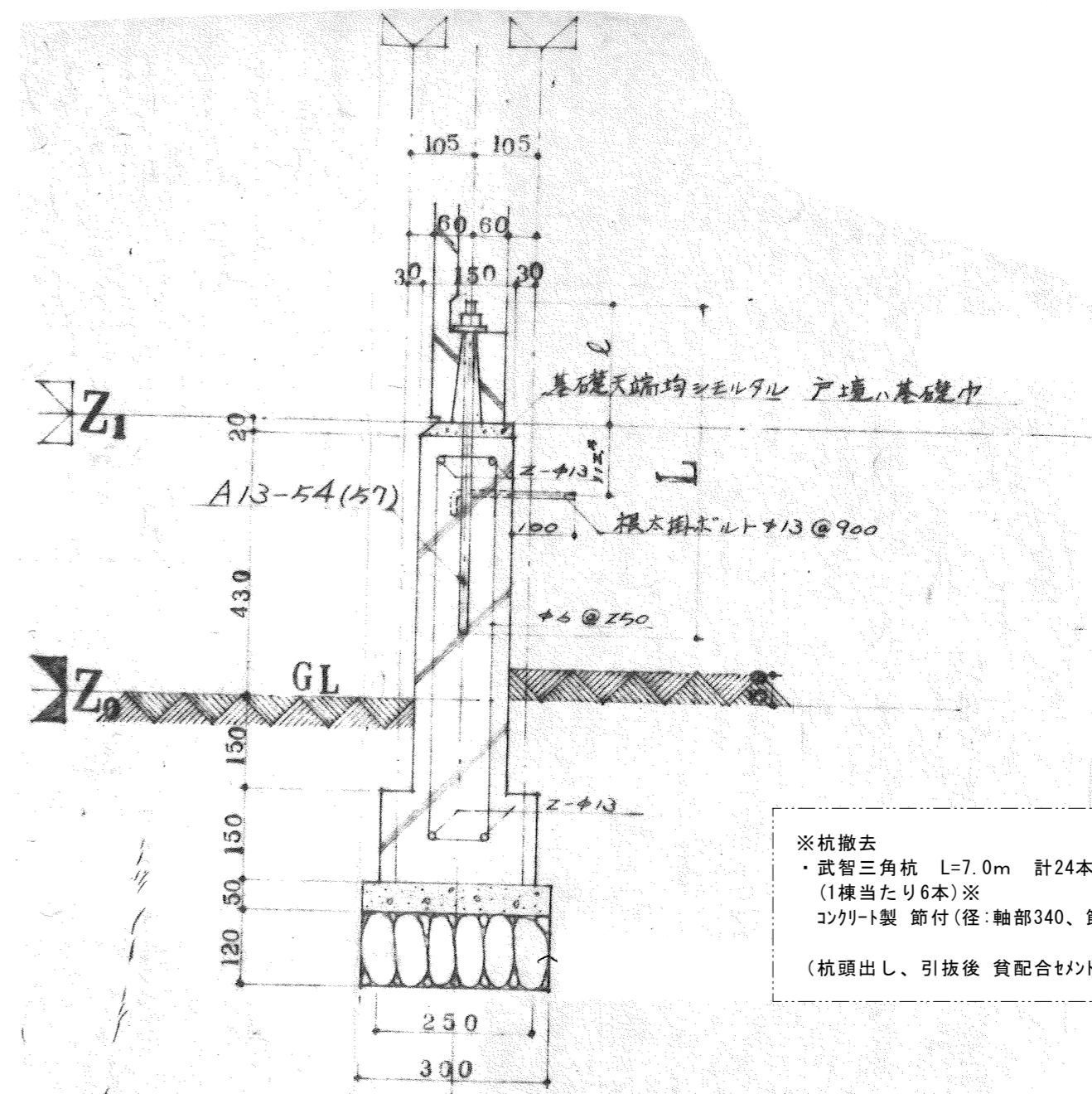
符号・数量	AD-1 Fix欄間付 片開き戸 8ヵ所 (2×4棟)	AD-2 片引き戸 5ヵ所 (31, 34, 37号室以外)				
姿図						
室名	玄関	浴室				
仕上	7mm	7mm				
ガラス等	型板-4	-				
付属金物	標準品一式	標準品一式				
備考						
符号・数量	AW-1 引違い窓 16ヵ所 (4×4棟)	AW-2 引違い窓 8ヵ所 (2×4棟)	AW-3 引違い窓 8ヵ所 (2×4棟)	AW-4 突出し窓 8ヵ所 (2×4棟)		
姿図						
室名	居室1、居室2	台所	浴室	便所		
仕上	7mm	7mm	7mm	7mm		
ガラス等	透明-3	型板-4	型板-4	型板-4		
付属金物	標準品一式	標準品一式	標準品一式	標準品一式		
備考	雨戸、網戸	網戸	網戸	網戸		
符号・数量	WD-1 引違い戸扉 24ヵ所 (6×4棟)	WD-2 引違い戸扉 8ヵ所 (2×4棟)	WD-3 片開き戸扉 8ヵ所 (2×4棟)	WD-4 片開き戸 8ヵ所 (2×4棟)	WD-5 片引き戸 3ヵ所 (31, 34, 37号室)	
姿図						
室名	居室1、居室2、押入	居室1	押入	便所	浴室	
仕上	木	木	木	木	木	
ガラス等	-	-	-	-	-	
付属金物	標準品一式	標準品一式	標準品一式	標準品一式	標準品一式	
備考						



基礎伏図 1/40



⊗ 杭位置

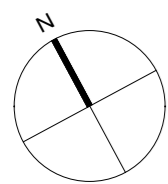
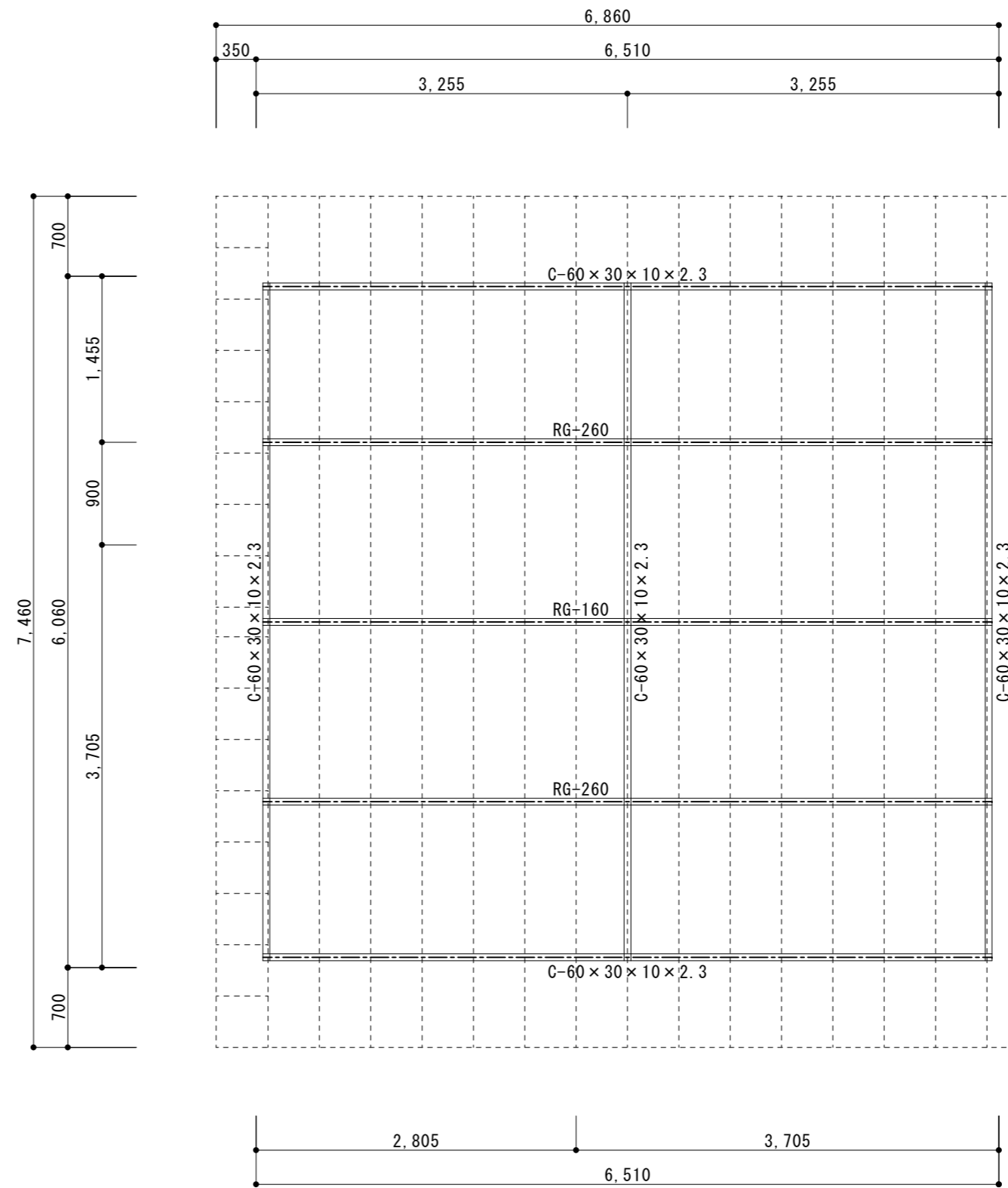
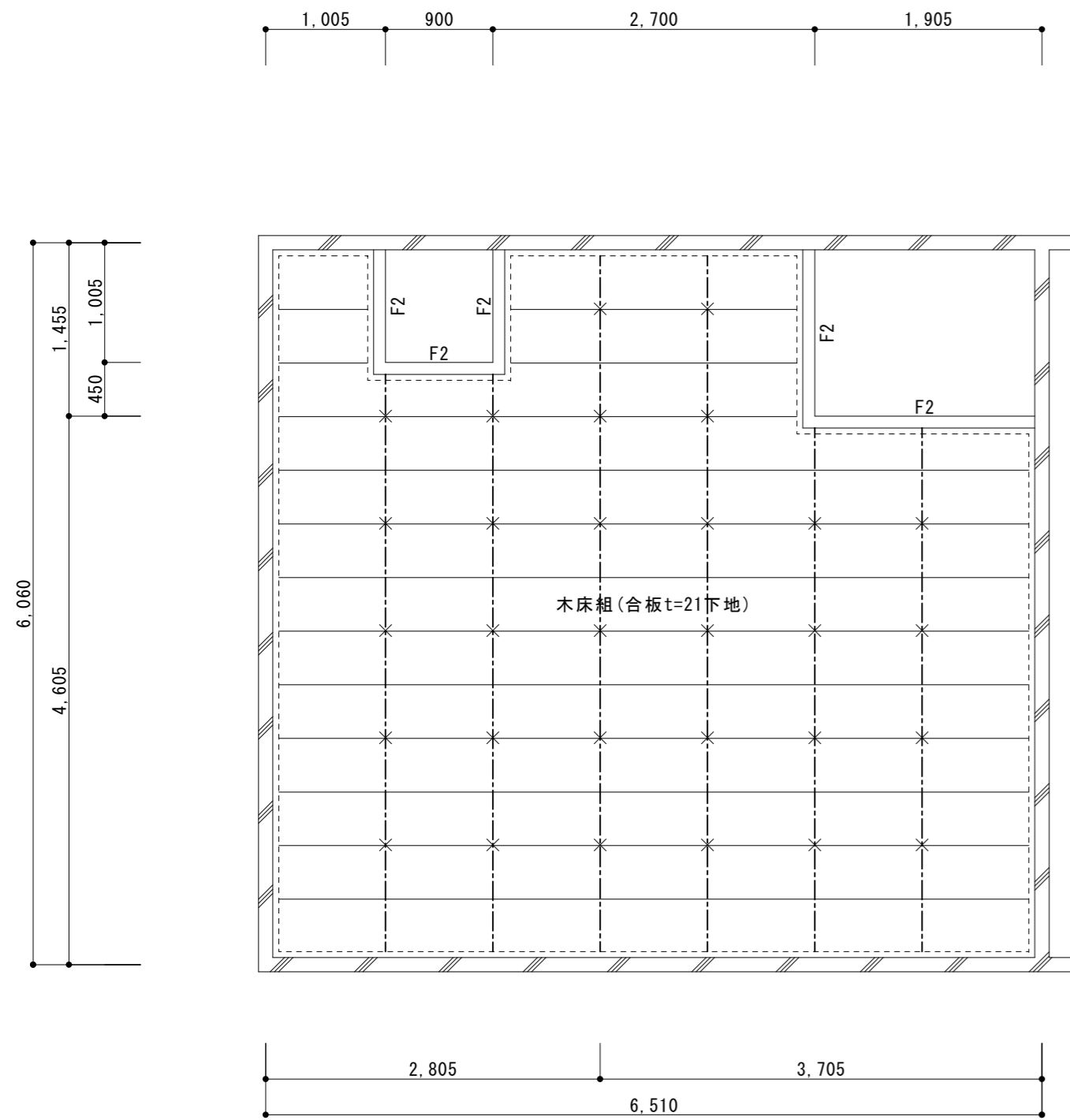


FG1 1:10

※杭撤去
 ・武智三角杭 L=7.0m 計24本 (当時内訳書より)
 (1棟当たり6本)※
 コンクリート製 節付(径:軸部340、節部520)※
 (杭頭出し、引抜後 貧配合セメントM/C=300% 埋戻し)

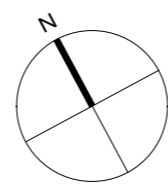
※現地確認

1	2	3	4	5	6	7	8
1	2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15	16



床伏図
1/50

- コンクリート立上 W150
- 大引 90×90@900
- 根太 45×45@450
- 根太掛け 45×90
- × CB基礎 F4



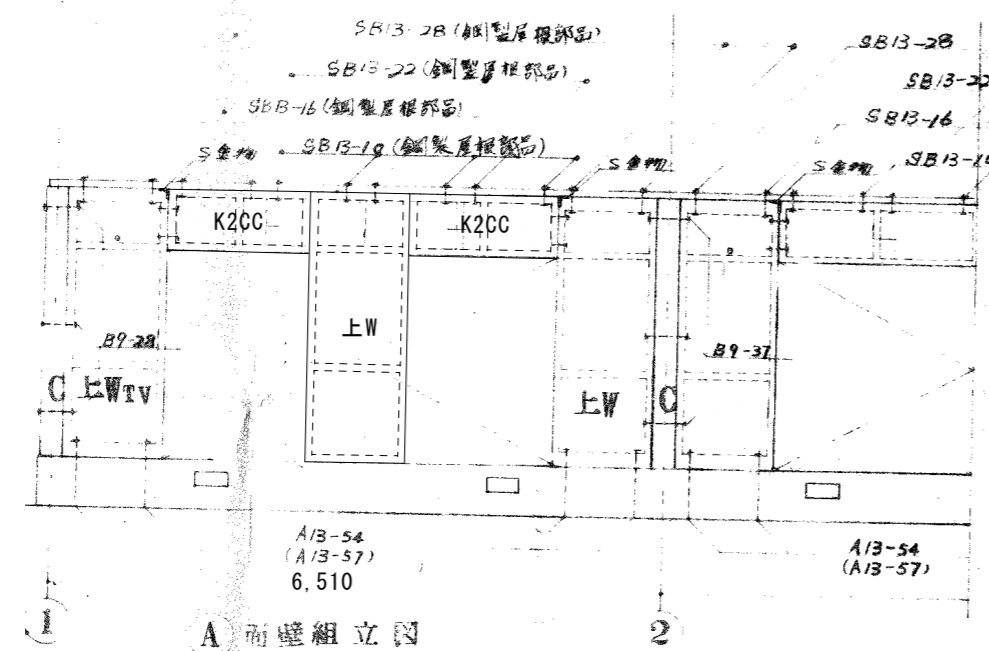
屋根伏図
1/50

- 鉄骨材 RG-160、RG-260、C-60×30×10×2.3
- 垂木 90×45@450
- 母屋 90×90

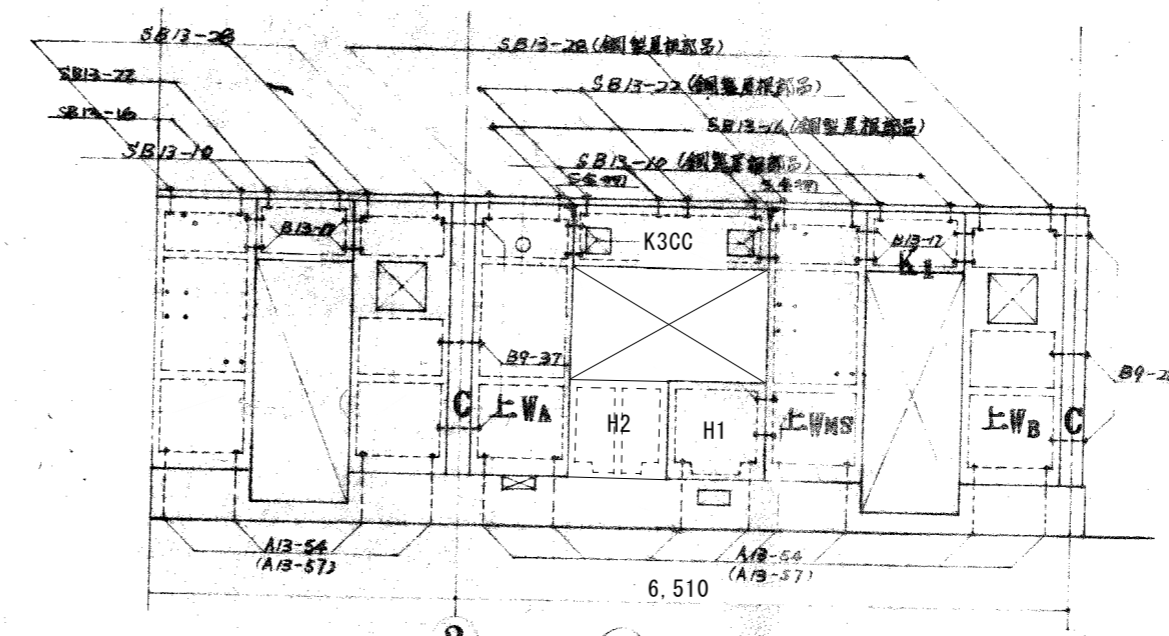
上1半W	上W	上WB	上WMS	上WA	上WTV
名称 上下隔用半巾籠中型	名称 上下隔用標準型	名称 上下隔用巾籠付型	名称 上下隔用巾籠付巾籠付型	名称 上下隔用巾籠付型	名称 上下隔用巾籠付巾籠付型
材料 工場製鉄筋コンクリート	材料 工場製鉄筋コンクリート	材料 工場製鉄筋コンクリート	材料 工場製鉄筋コンクリート	材料 工場製鉄筋コンクリート	材料 工場製鉄筋コンクリート
使用箇所 一般型	使用箇所 一般型	使用箇所 他所 浴室型	使用箇所 光前本間設置	使用箇所 浴室型	使用箇所 浴室型
重量 430 kg	重量 330 kg	重量 365 kg	重量 330 kg	重量 330 kg	重量 330 kg

H1	H2	K1
名称 90cm 標準型	名称 180cm 標準型	名称 90cm 小窓
材料 工場製鉄筋コンクリート	材料 工場製鉄筋コンクリート	材料 工場製鉄筋コンクリート
重量 120 kg	重量 190 kg	重量 85 kg
使用箇所 下隔用標準型	使用箇所 下隔用標準型	使用箇所 下り型
K1C	K2	K2CC
名称 90cm 標準型付小窓	名称 180cm 小窓	名称 180cm 標準型付小窓
材料 工場製鉄筋コンクリート	材料 工場製鉄筋コンクリート	材料 工場製鉄筋コンクリート
重量 95 kg	重量 160 kg	重量 160 kg
使用箇所 浴室換気型	使用箇所 下り型	使用箇所 浴室換気型

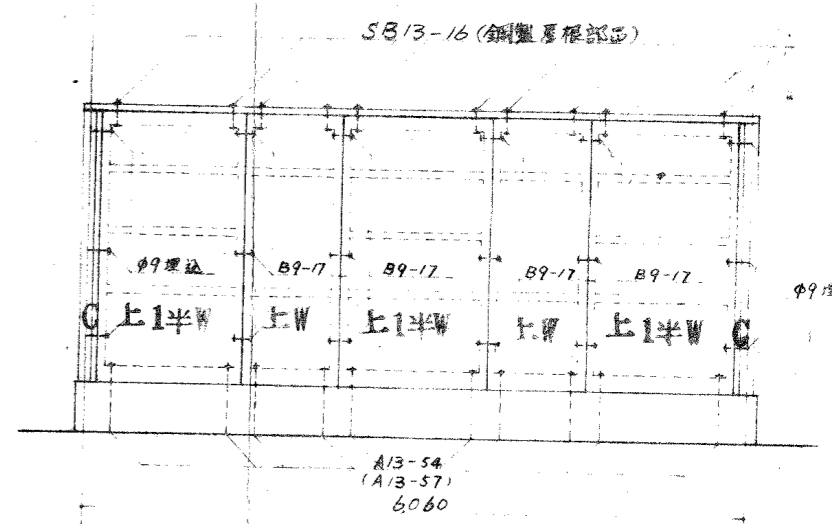
K3CC
名称 270cm 標準型付小窓
材料 工場製鉄筋コンクリート
重量 230 kg
使用箇所 下り型



A 面壁組立図

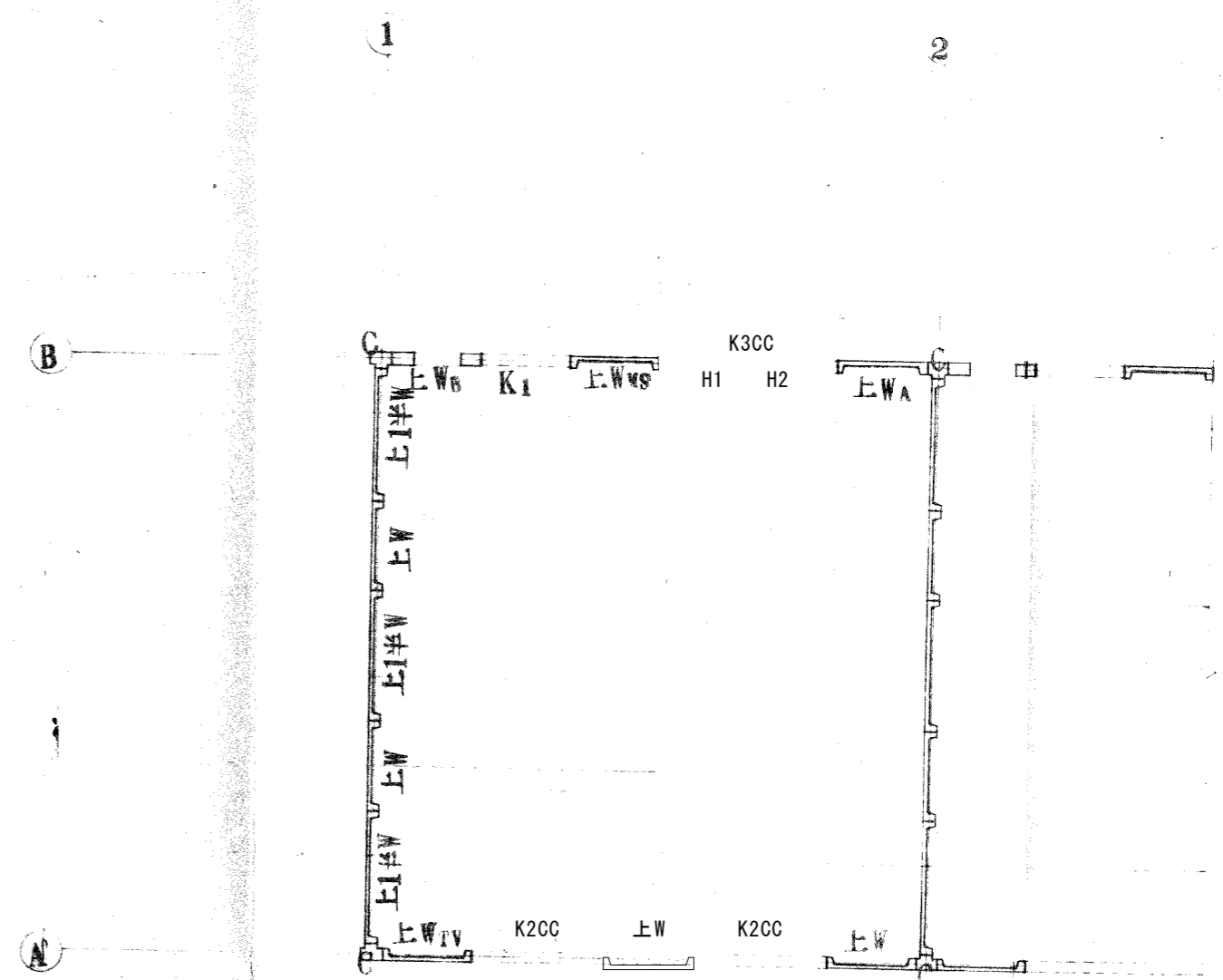


B 面壁組立図



C 面壁組立図

C : 180 kg



壁パネル割伏図

第3-1図 土質柱状図

備考

調査名 天白町住宅地質調査工事

ボーリング方法 式

地点番号 No. / 標高 +0.04 m

調査年月日 年 月 日

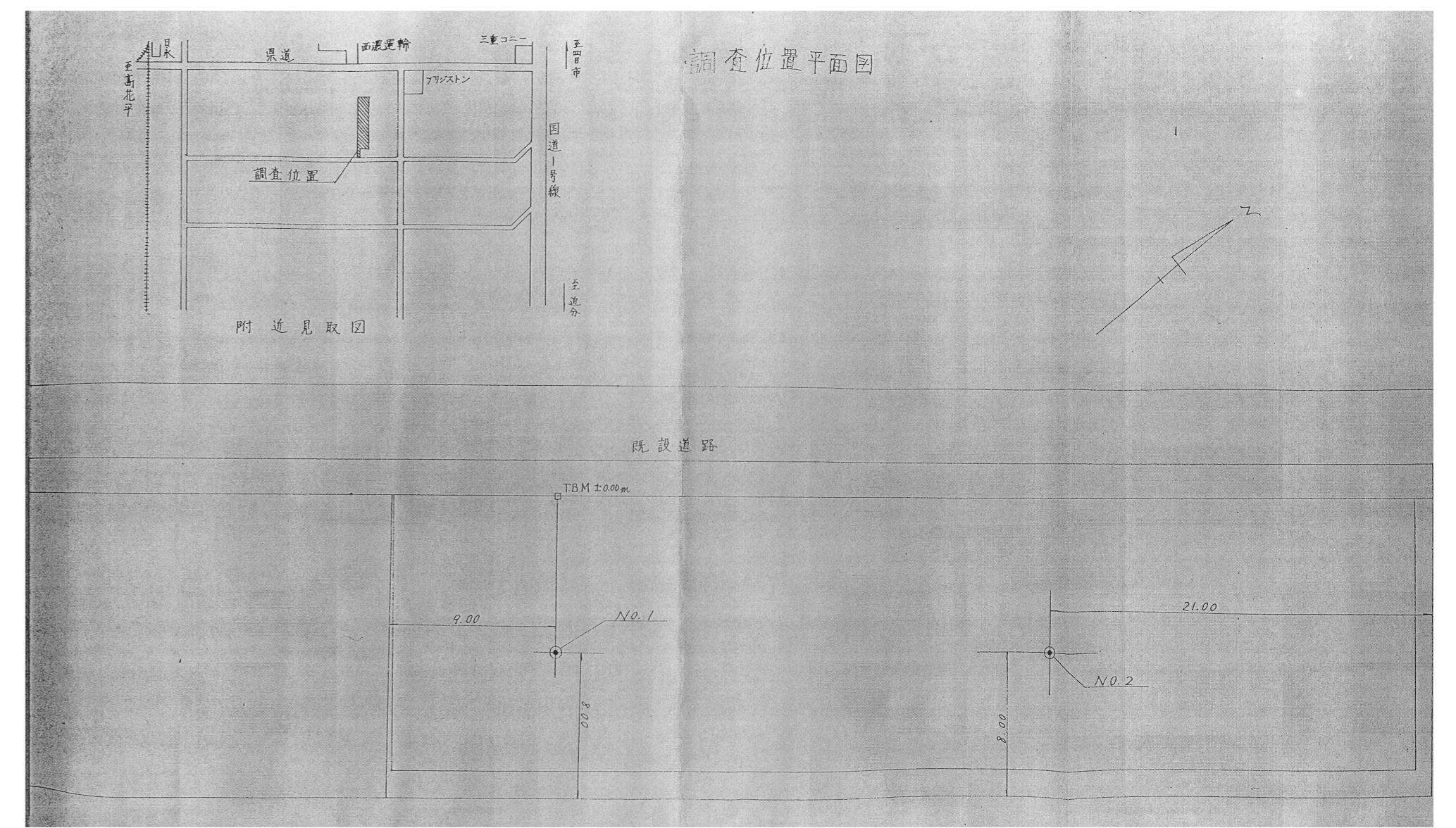
孔内水位 -2.50 m

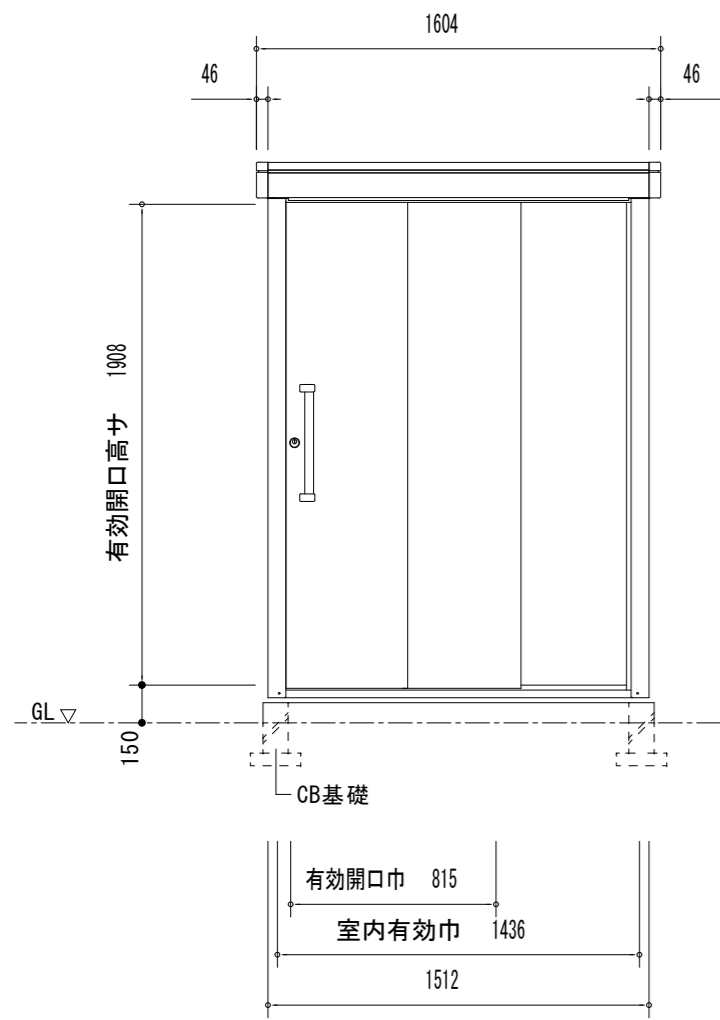
担当者名 ()

標尺 (m)	標高 (m)	深度 (m)	層厚 (m)	土質記号	試料採取	土質名	色調	相対密度及びコンステンシー	記事	標準貫入試験					
										深度 (m)	N値 (回/30cm)	10cm毎の打撃回数 (N値)			
										10	20	30	40	50	
0															
1	-0.46	0.50	0.50			盛土 (シルト質砂)	茶褐色		粗砂混り						
	-0.86	0.90	0.40			砂質粘土	青色		盛土、重なり						
2	-1.76	1.80	0.90			砂質シルト	暗灰色	極軟	腐植物混入		3/1	1/5	1/6		
									砂は中砂、有+物混り						
3	-2.66	2.70	0.90			シルト質砂	暗青色	非常にはり	腐植物混入		1	1/2			
									腐植物混入						
4	-3.41	3.45	0.75			中砂	暗灰色	ゆるい			5	2	2	1	
									貝殻、腐植物混入						
5	-3.96	4.00	0.65			砂質シルト	暗灰色								
									貝殻及び腐植物混り		0	モルタル付40			
6	-4.96	5.00	1.00			粘土混り砂	暗青色	非常にはり							
									貝殻及び有+物混り						
7											3	1	1	1/2	
8															
									貝殻少量混入、有+物あり						
9	-8.46	8.50	3.50			砂質シルト	暗灰色	軟	砂は中砂		3	1	1	1	
									有+物混入						
10	-9.56	9.60	1.10			シルト質砂	暗青色	中位	砂は中砂		11	3	4	4	
									腐植物混入						
11	-10.76	10.80	1.20			砂質シルト	暗灰色	中位	細砂、有+物混り		5	2	1	2	
									砂質シルトは中						
12											1	1/30			
									有+物あり						
13	-12.96	13.00	2.20			シルト	暗青色	極軟			0	モルタル付30			
									貝殻、腐植物混入						
14									砂は粗砂		2	1/20	1/20		
									砂は中砂						
15	-14.86	14.90	1.90			砂質シルト	暗青色	極軟			2	1/5	1/5		
									細砂混り						
16	-15.76	15.80	0.90			シルト質砂	暗青色	ゆるい	砂は粗砂		6	2	2	2	
									中砂は中砂						
17	-16.66	16.70	0.90			砂質シルト	暗灰色	軟	砂は細砂		5	2	1	2	
									有+物あり						
18	-17.76	17.80	1.10			粘土質シルト	暗灰色	硬			11	3	4	4	
									腐植物混入						
19									砂は粗砂		12	3	4	5	
									シルト質砂は中						
20	-20.41	20.45	2.65			砂質シルト	暗灰色	極硬	有+物混入		19	5	7	7	

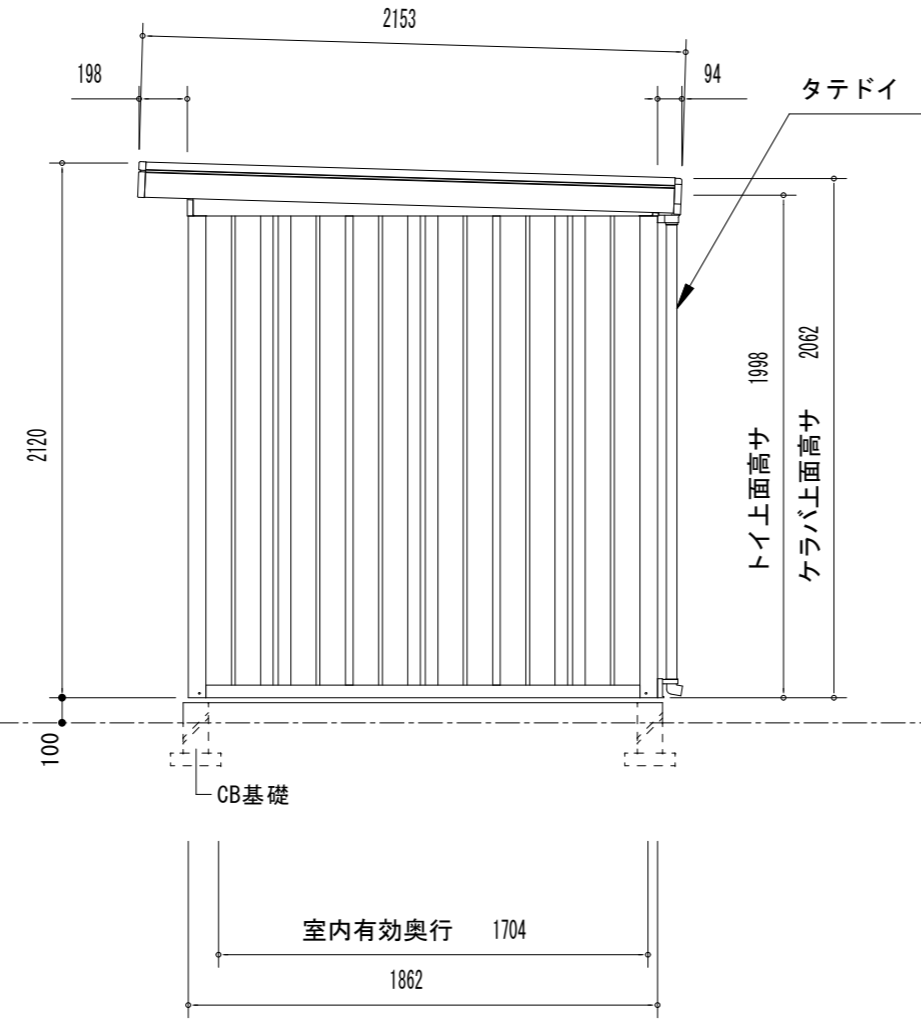
※杭撤去
 ・武智三角杭 L=7.0m 計24本 (当時内訳書より)
 (1棟当たり6本)※
 コンクリート製 節付(径:軸部340、節部520)※
 (杭頭出し、引抜後 貧配合セメント処理)

※現地確認

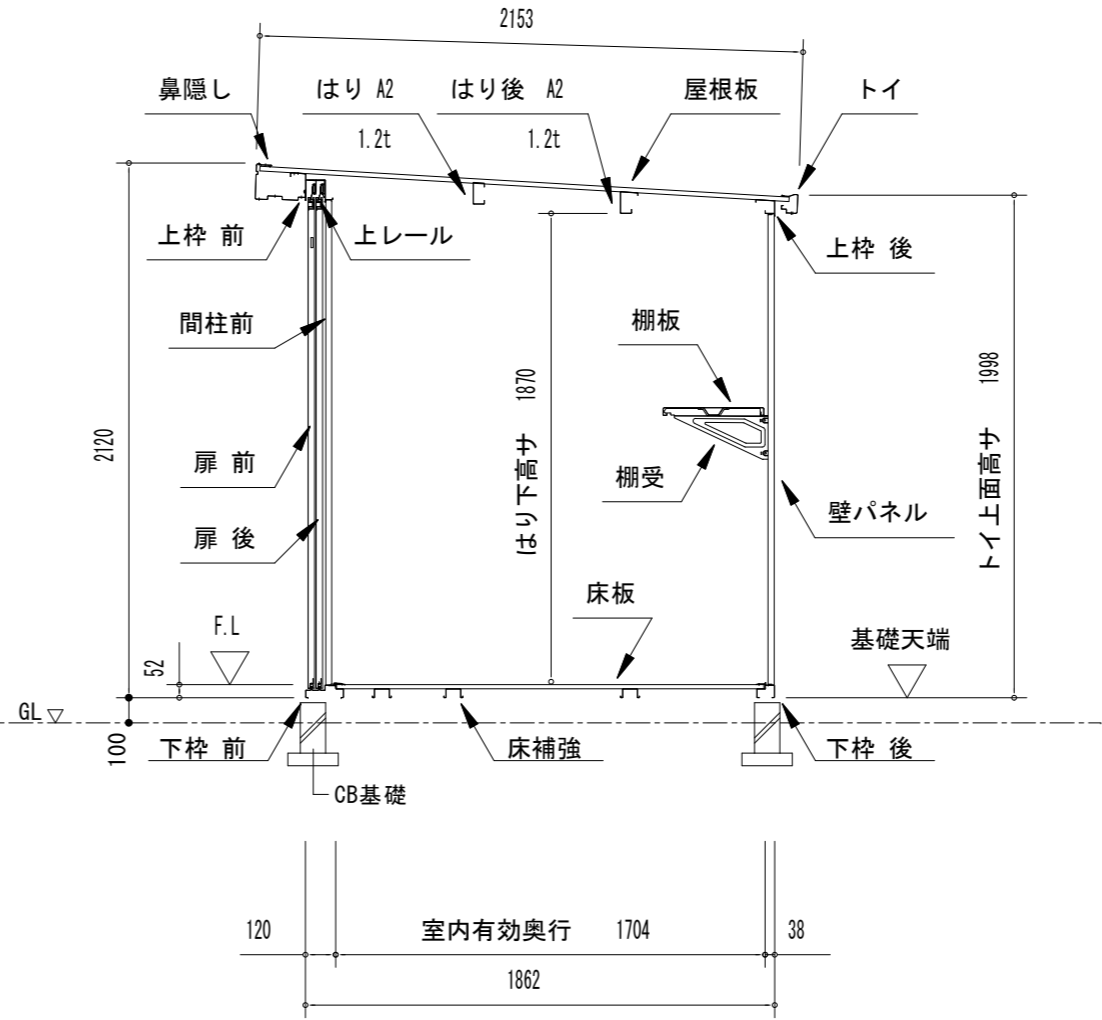




正面立面図

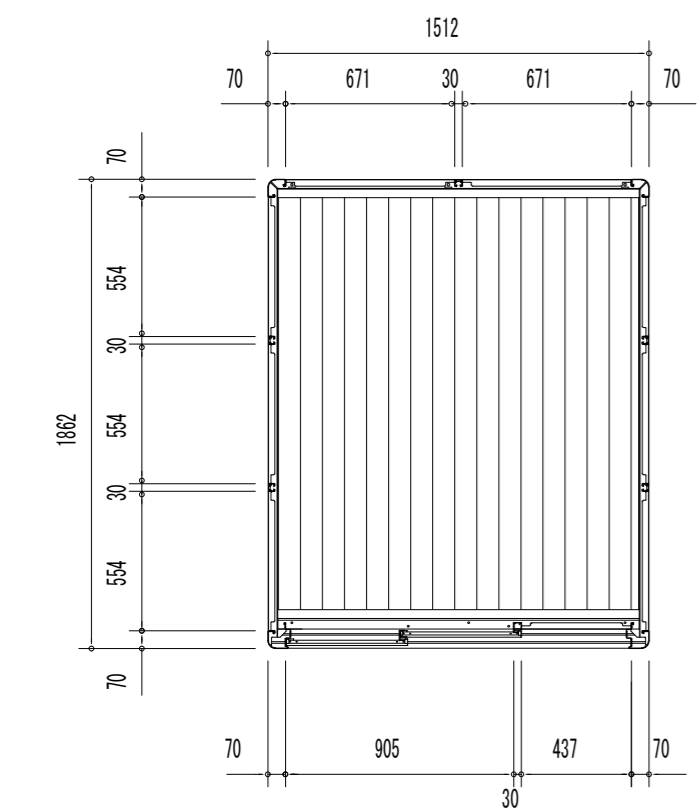


側面立面図

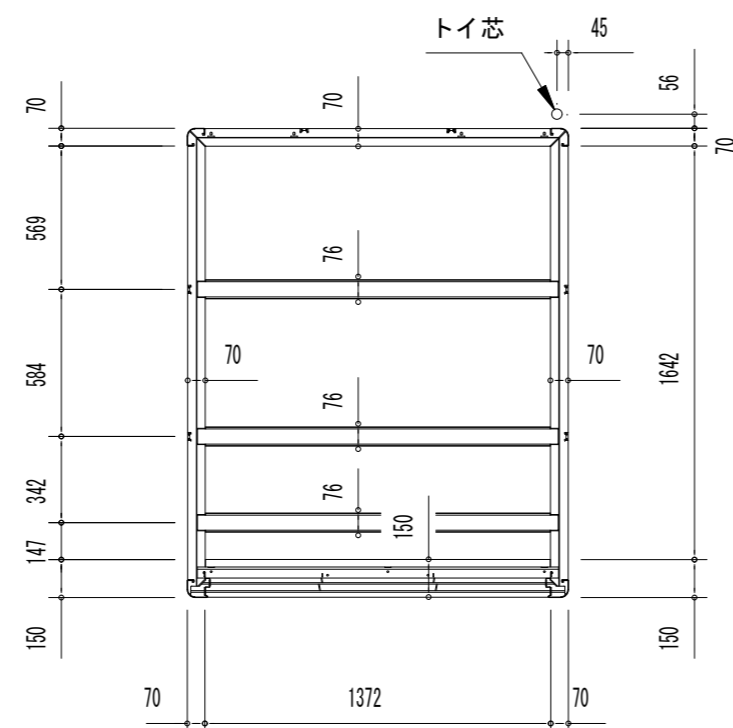


矩計図

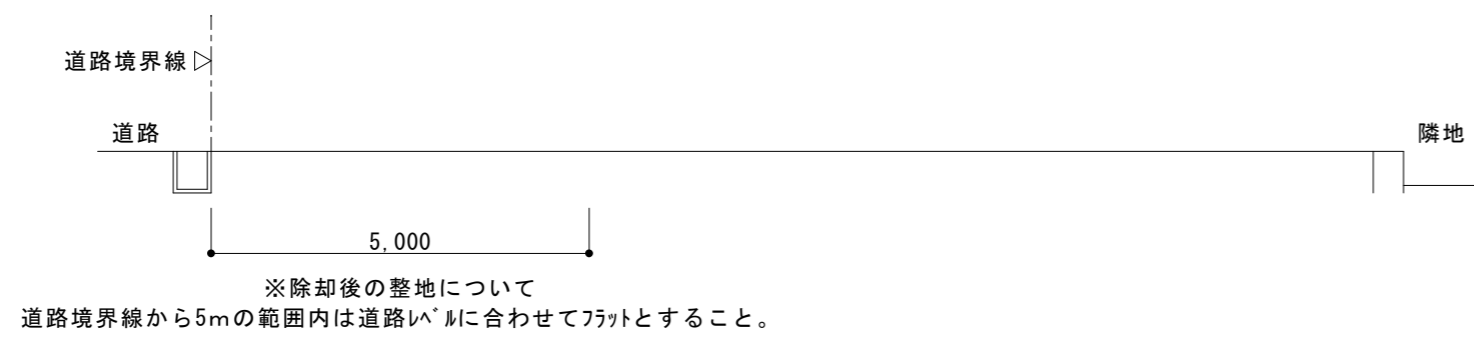
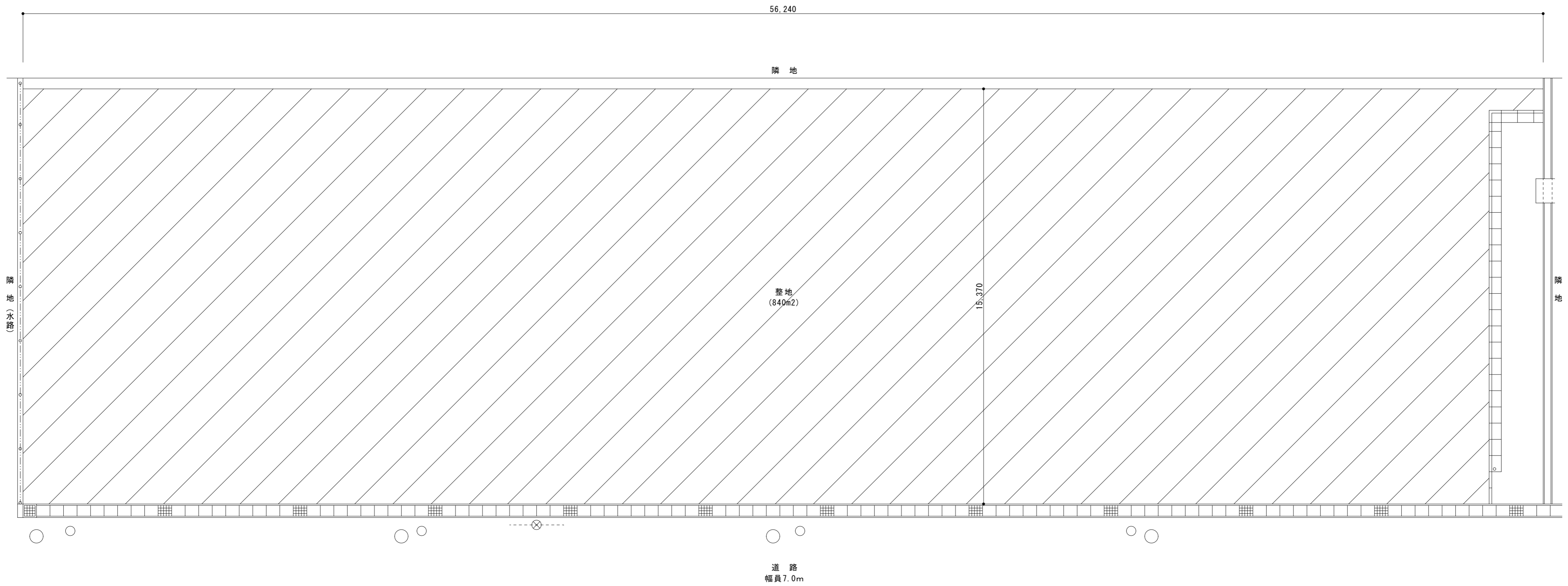
部材名	厚さ (mm)	材質
屋根板	0.4	塗装溶融亜鉛めっき鋼板
床補強	1.2	塗装溶融亜鉛めっき鋼板
<一般型>はり	1.2	塗装溶融亜鉛めっき鋼板
<積雪型>はり S	1.2	塗装溶融亜鉛めっき鋼板
下枠	1.0	塗装溶融亜鉛めっき鋼板
上枠前(後)	1.0 (0.8)	塗装溶融亜鉛めっき鋼板
上枠左右	0.8	塗装溶融亜鉛めっき鋼板
上レール	1.2	アルミニウム合金押出形材
鼻隠し、トイ	0.6	塗装溶融亜鉛めっき鋼板
柱	0.8	塗装溶融亜鉛めっき鋼板
扉	0.6	塗装溶融亜鉛めっき鋼板
壁パネル	0.5	塗装溶融亜鉛めっき鋼板
袖壁	0.5	塗装溶融亜鉛めっき鋼板
間柱	1.0	塗装溶融亜鉛めっき鋼板
床板	0.7	塗装溶融亜鉛めっき鋼板
アンカープレート	2.3	溶融亜鉛めっき鋼板 (塗装仕上げ)
タテドイ	-	AES 樹脂 (外径φ)



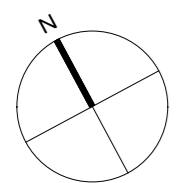
平面図



床伏図



- 特記事項
- ・建物除却あとは現状土にて敷き均し及び転圧(重機利用による転圧程度)を行うこと。



外構図 (改修後)
1/100